

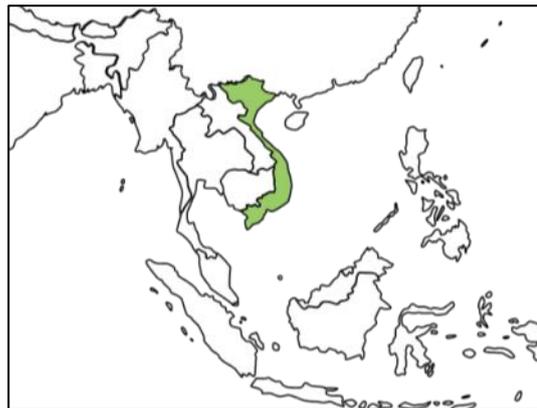
## 2. 海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援

### 2-1. ベトナムのグリーン公共調達制度等に対する技術支援

#### 2-1-1 ベトナムの概要

##### 1) 基礎データ

ベトナムは、インドシナ半島の東部に位置し、チュオンソン山脈に沿って南北に細長く伸びる社会主義共和国である。北に政治の中心である首都ハノイ、南に経済の中心であるホーチミンがあり、約9,946万人の人口を抱える。ベトナム北部は亜熱帯性気候で四季があり、南部は熱帯モンスーン気候で乾季と雨季に分かれるなど、南北で特徴が異なっている。1995年にASEAN、2007年にはWTO(世界貿易機関)に加盟し、安定的に経済成長を遂げている。



ベトナム統計総局によると、2022年の実質GDP成長率の推計値は前年比8.02%となり、1997年以来となる8%超えとなった。この数値は近で年最も高い成長率で、新型コロナウイルス感染症及びエネルギー危機から端を発するインフレ問題からの早期脱却が期待されている。日本との関係では、ベトナムの輸出入相手国として日本は輸出で第4位、輸入で第3位に位置するなど、両国間の経済的なつながりは強い。日本の主な輸出品目は、電気機器、鉄鋼、一般機械などで、主な輸入品目は電気機器、衣服・同付属品、一般機械などとなっている。さらに、1992年11月の経済協力の再開以降、日本はベトナムにとって最大の援助国となっている。

表2-1-1. ベトナム基礎データ

国名	ベトナム社会主義共和国	首都	ハノイ
面積	32万9,241平方キロメートル	人口	約9,946万人(2022年)
ASEAN加盟年	1995年	言語	ベトナム語
GDP	約4,138億米ドル(2022年)	経済成長率	8.02%(2022年)
経済概況	(1) 1989年頃よりドイモイの成果が上がり始め、アジア経済危機(1997年)及び金融危機(2008年)の影響から、一時成長が鈍化した時期があったものの、1990年代及び2000年代は高成長を遂げ、2010年に(低位)中所得国となった。 (2) 2011年以降、マクロ経済安定化への取組に伴い、一時成長が鈍化した。過去数年はASEAN域内でもトップクラスの成長率を達成(2015年6.68%、2016年6.21%、2017年6.81%、2018年7.08%、2019年7.02%)。数多くの自由貿易協定(FTA)の発効(2020年末時点で14のFTAが発効済)、ODAを活用したインフラ整備、低賃金の労働力を背景に、外資の製造業を誘致し、輸出主導型の経済成長を続けてきた。 (3) 2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響により10年ぶりの低水準の成長率とな		

	ったが、近隣諸国がマイナス成長の中、ASEAN 内で最も高い成長率を記録した。2022 年は 8.02% という高成長を達成。
--	---

出典：外務省・ベトナム社会主義共和国基礎データ(令和 5 年 3 月 6 日現在)(令和 5 年 3 月 10 日最終閲覧)

## 2) ベトナムの法体系

独立行政法人国際協力機構(JICA)「法規範文書発行法(2015 年法)」によると、主なベトナムの法形式と決定機関は以下のとおりである。

表 2-1-2. ベトナムの法形式と決定機関など

決定機関	法規文書(英語訳)	ベトナム語表記	法令記号
国会	法律(law)	bộ luật, luật	なし *QH は国会を意味
	議決(resolution) *決議とも訳される	nghị quyết	NQ
国会常務委員会	法令(ordinance)	pháp lệnh	PL
	議決(resolution) *決議とも訳される	nghị quyết	NQ
国家主席	令(order)	lệnh	L
	決定(decision)	quyết định	QD
政府	議定(decree) *日本での政令に該当	nghị định	ND
	合同議決(joint resolution)	nghị quyết liên tịch	—
首相	決定(decision)	quyết định	QD
大臣・政府機関の長	通達(circular)	thông tư	TT

出典：独立行政法人国際協力機構(JICA)「法規範文書発行法(2015 年法<sup>1</sup>)」平成 27 年 9 月 1 日付け日本語仮訳版(令和 4 年 1 月 27 日最終閲覧)を基に作成(一部抜粋)

ベトナムの法体系は、日本の公的機関や民間部門から多くの調査資料が公開されている。多くの調査では他の ASEAN 諸国と同様に、ベトナムでは多数の法規範文書が公布されているものの、法令間の重複や齟齬が散見され、整合性及び実効性の検証が十分ではない、関係機関との調整が不足している、確実な施行のための仕組みが未整備であるなど、数多くの指摘がなされている。また、上位法令は下位法令に常に優先するなど法令の階層構造の理解についても、日本と比較すると希薄な傾向があると指摘する調査もあった。これらの指摘があっただけ、2007 年 1 月に WTO への正式加盟(加盟申請は 1995 年)に合わせて法整備を進め、法規範文書の権限の明確化を目的に 1996 年に「法規範文書発行法」が制定された。さらに、2008 年及び 2015 年には改定が行われ、表 2-1-2. のとおり整理された。なお、ベトナムにおける環境法令の基本法にあたるのは、2020 年に改定された「環境保護法(No. 72/2020 / QH14)」である。

<sup>1</sup> <https://www.moj.go.jp/content/001157590.pdf>

### 3) ベトナム・グリーンラベル

#### (1) ベトナム・グリーンラベルの概要

ベトナムのタイプ I 環境ラベル「ベトナム・グリーンラベル(VGL)」はベトナム天然資源環境省(Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE)が所管し、MONRE の内部部局であるベトナム環境総局(Vietnam Environment Administration: VEA)が事務局運営を担っていたが、2023年1月に VEA の組織改編があり、VGL 制度は新しく設置される汚染管理局が引き継ぐことになっている。タイプ I 環境ラベルの国際ネットワーク組織「世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)」には、2015年に加盟し、現在は準会員となっている。



ベトナム・グリーンラベル

VGL 制度は、2009年の「決定(Decision) No. 253/QD-BTNMT<sup>2</sup>」によりその立ち上げが承認され、2013年12月の「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT<sup>3</sup>」の発布により、運用・認証手続き等が確立された。その後、2014年1月に発布された「決定(Decision) No. 154/QD-BTNMT<sup>4</sup>」にて14基準が制定・改定され、2017年11月発布の「決定(Decision) No. 2186/QD-BTNMT<sup>5</sup>」にて3基準が制定された。認証数は順調に増加し、2019年2月までには59製品の認証が確認されていた。申請料及び年間使用料は無料となっており、申請から認証取得まで約1か月を要する。

しかしながら、2020年11月17日に国会で可決され、2022年1月1日に施行された「改正環境保護法 No. 72/2020/QH14<sup>6</sup>」によって、VGLは実質その活動がストップしている。MONREによると、改正環境保護法にVGLに関する条項(第145条)が新たに追記され、当該項の詳細、つまり新しいVGL制度の運用手続きを別途制定する必要があるためと述べている。さらには、改正環境保護法ならびに新運用手続きとの整合を図るため、既存17基準を改定する必要があること、事務局運営を担っているVEAの組織改編が行われることも、VGL制度の運用が停止している理由に挙げている。なお、VGL制度の新しい運用手続きについては、「政令(Decree)No. 08/2022/ND-CP<sup>7</sup>」が2022年1月10日に公布されており、この政令に明記はないものの、改正環境保護法以前のVGL制度の運用手続きを定めていた「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT」を実質的に差し替えるものとなっている。また、同日には「通達(Circular) No. 02/2022/TT-BTNMT<sup>8</sup>」も公布され、VGL基準は製品・サービスのライフサイクル全体の考慮に基づいて策定されることのほか、審査フローや審査を担う評価委員会の構成要件について、VGL制度の新しい運用手続きを定めた政令(Decree)No. 08/2022/ND-CPの内容を補足する形で詳述された。既存17基準の見直し

<sup>2</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Decision-No-253-QD-BTNMT-on-approving-the-ecology-label-issuance-program-141614.aspx> (ベトナム語)

<sup>3</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Circular-No-41-2013-TT-BTNM-ecological-labels-for-environment-friendly-products-218340.aspx> (英語)

<sup>4</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Quyét-dinh-154-QD-BTNMT-2014-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-Viet-Nam-Bo-Tai-nguyen-Moi-z-truong-248895.aspx> (ベトナム語)

<sup>5</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Quyét-dinh-2186-QD-BTNMT-2017-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-moi-truong-Viet-Nam-362251.aspx> (ベトナム語)

<sup>6</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Luat-so-72-2020-QH14-Bao-ve-moi-truong-2020-431147.aspx> (ベトナム語)

<sup>7</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Nghi-dinh-08-2022-ND-CP-huong-dan-Luat-Bao-ve-moi-truong-479457.aspx> (ベトナム語)

<sup>8</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Thong-tu-02-2022-TT-BTNMT-huong-dan-Luat-Bao-ve-moi-truong-500694.aspx> (ベトナム語)

状況については、「プラスチック包装資材」のみ作業が完了しているとの発言が 2022 年 12 月 22 日の MONRE との会議の場であったものの、当該基準は既存 17 基準に含まれておらず、既存基準の一部を大幅に改定したものなのか、新しい基準であるかは定かではない。VEA の組織改編についても、2023 年 2 月時点で MONRE 及び VEA のウェブページに詳細は記されておらず、早期の情報の更新が待たれる。VGL 制度及びベトナムの GPP 制度の法的枠組みについては、図 2-1-1. を参照のこと。

環境保護法(No. 72/2020/QH14) (2020年可決、2022年1月施行)

- VGL 制度の方針(第 145 条)

- GPP 制度の方針(第 146 条)

決定「No. 253/QD-BTNMT」(2009)

- VGL 制度立ち上げの承認

実質的な  
差し替え

通達「No. 41/2013/TT-BTNMT」(2013)

- 運用・認証手続き等の規定 <失効>

環境保護法の施行細則の政令(No. 08/2022/ND-CP) (2022年)

- VGL 制度運用・認証手続き等の規定  
(第 145 条~第 150 条)

- GPP 制度の細則(第 136 条)

通達「No. 02/2022 / TT-BTNMT」(2022)

- VGL 基準・評価委員会の規定(第 76 条、第 77 条)

決定「No. 154/QD-BTNMT」(2014)

NXVN 01:2014	衣類用洗剤	NXVN 02:2014	蛍光灯
NXVN 03:2014	生分解性プラスチックバッグ	NXVN 04:2014	食品包装用合成紙パッケージ
NXVN 05:2014	建設用セラミックタイル	NXVN 06:2014	バッテリー
NXVN 07:2014	オフィス用紙	NXVN 08:2014	ヘアケア製品
NXVN 09:2014	せっけん	NXVN 10:2014	食器用洗剤
NXVN 11:2014	建築用コーティング製品	NXVN 12:2014	ノートパソコン
NXVN 13:2014	トナーカートリッジ	NXVN 14:2014	プリンタ

決定「No. 2186/QD-BTNMT」(2017) - 新基準の制定

NXVN 15:2017	電池	NXVN 16:2017	複写機
NXVN 17:2017	LED 及び LED モジュール		

1. グリーン調達とは、ベトナムエコラベルの認証を受けた、または法規によって認められた環境に配慮した製品やサービスの調達を意味する
2. 法律の規定に従い、国家予算を使用する投資プロジェクト及び事業/業務においては、グリーン調達の実施を優先する

1. 政府の規定に基づき、国の予算を財源とする調達や投資プロジェクト等では、ベトナムエコラベル認定製品・サービスを優先的に使用する
2. 公共調達の入札資料や仕様を作成する場合、ベトナムエコラベル認定製品・サービスの使用を盛り込む
3. ベトナムエコラベル認定製品・サービスの調達と使用を国内外の機関や個人に推奨する
4. 計画投資省は、プロジェクト実施のための入札において環境配慮型製品・サービスの優先順位付け、及びベトナムエコラベル認定製品・サービスを使用する請負者及び投資家の義務に関する規則を公布、もしくは管轄当局に提出する
5. 財務省は、国の予算を財源とするプロジェクトや事業においてグリーン調達の実施に関する規則を公布、もしくは管轄当局に提出する

図 2-1-1. VGL 及び GPP 制度の法体系

## (2) 認証プロセス

VGL の製品認証プロセスは以下のとおりである。

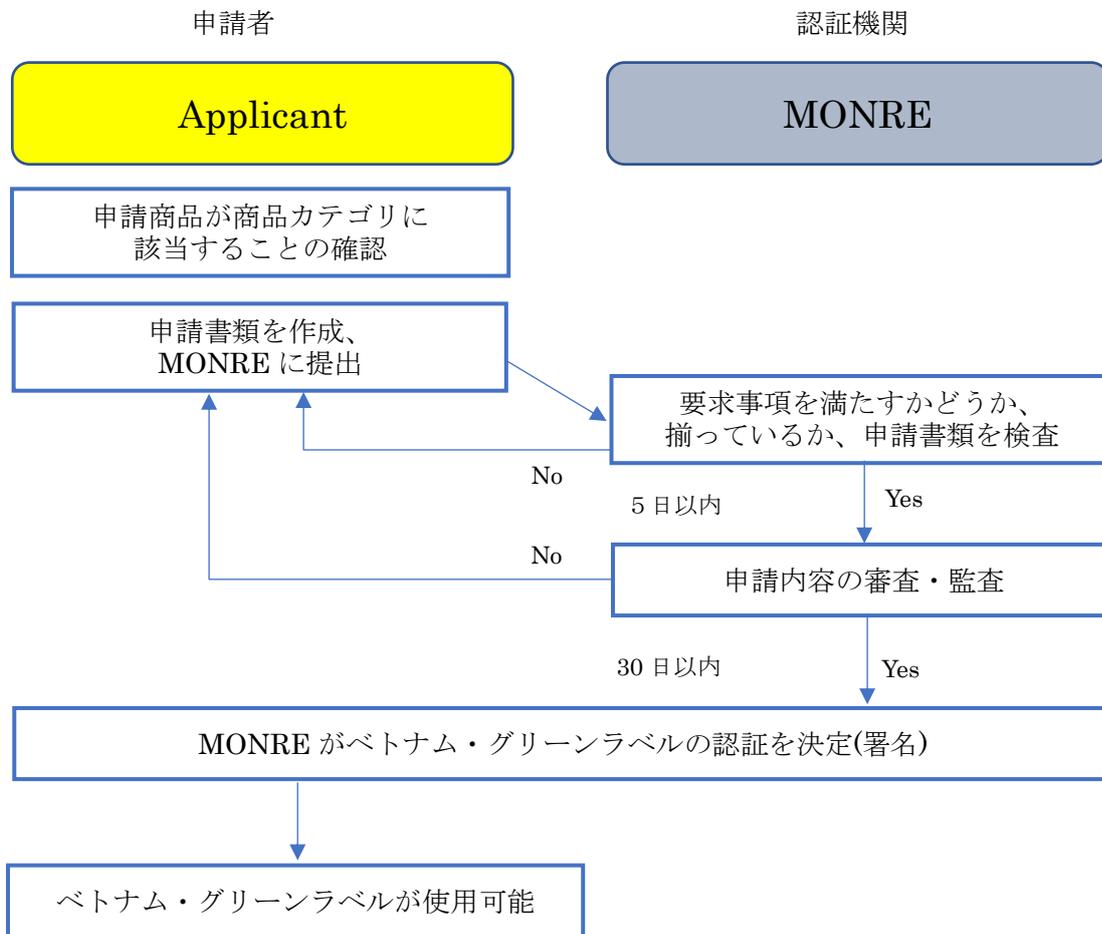


図 2-1-2. ベトナム・グリーンラベル認証プロセス

## (3) 申請手続きの詳細

審査は MONRE が設置する評価委員会が行い、実施された現地監査の結果も参考に評価が行われる。評価委員会には、必要に応じて専門家を招聘し、VGL 基準の適合性の評価を行う。認証の決定は MONRE が行い、評価結果が VGL 基準に適合しないと判断された場合、MONRE は不適合の理由を書面で通知する。

なお、VGL の貼付は任意である。

海外事業者に対しては IAF(国際認定フォーラム)もしくは PAC(太平洋認定協力機構)(現アジア太平洋認定協力機構(APAC))の国際相互承認のメンバーであり、かつ ISO/IEC17021 認定を取得した認定機関により環境マネジメントシステム ISO14001 の認定を製造工場が取得していることを条件としている(もしくは同等の基準を満たす認定機関により ISO14001 の認定を受けた工場)。この要件は、2017 年 11 月に発布され、3 基準の制定を公示した「決定(Decision) No. 2186/QD-BTNMT」に示されている内容であるが、2022 年 12 月の MONRE との会議にて、全ての VGL 基準が改定作業中であるとの発言があり、改定終了後に改めて「決定(Decision)」等の法規によっ

て改定基準が発布される見込みであり、当該要件が引き続き適用されるかを注視する必要がある。

#### ①認証基準

最初のステップとして、申請を検討している商品に関する認証基準が存在するかどうかを確認する必要がある。なお、2023年3月現在、VGLのWebサイトはリニューアル中であり、認証基準書の閲覧やダウンロードができない。

#### ②申請書

VGLの認証登録申請に必要な書類は下記のとおりである。申請に当たっては法令順守が求められる。

1. 「政令(Decree)No. 08/2022 / ND-CP」 付属書 32 に定められた様式に従った申請書：1通
2. 同政令付属書 33 に定められた様式に従った書類：1通
3. MONRE が有効な申請書類を受領した日から6か月以内に同政令の要件を満たす試験機関から発行された有効な試験結果
4. 製品の仕様を説明する書類：1通
5. 製品の意匠を示す写真または図面：1枚(21cm×29cm)

「政令(Decree)No. 08/2022 / ND-CP」 付属書 32、33 は、以下の Web ページからダウンロードできる(ベトナム語)。

[http://vea.gov.vn/Vn%20bn%20quy%20phm%20php%20lut/08.2022.N%C4%90-CP\\_f.pdf?csf=1&e=EHbfRB](http://vea.gov.vn/Vn%20bn%20quy%20phm%20php%20lut/08.2022.N%C4%90-CP_f.pdf?csf=1&e=EHbfRB)

#### 【申請書の提出先】

No. 10, Tôn Thất Thuyết Street, Nam Từ Liêm District, Ha Noi, Viet Nam E-mail : admin@vea.gov.vn 電話: (84-4)39424581 Fax: (84-4)38223189
---

#### ③製品試験機関

製品試験は、2022年1月に公布された「環境保護法の施行細則の政令(Decree)No. 08/2022/ND-CP」第149条にある以下の要件を満たす試験機関による実施が求められている。

- ✓ MONRE より認定された機関及び組織
- ✓ 科学技術法に準拠し、認定された適合性評価機関
- ✓ 国内及び外国の試験機関は、国際認定フォーラム(IAF)国際試験所認定協力機構(ILAC)もしくはアジア太平洋認定協力機構(APAC)の相互承認のメンバーである試験機関によって ISO/IEC17025 で認定された試験所であることが要求される。

#### ④認証審査

認証審査は MONRE が組織した評価委員会が行い、MONRE が認証決定書に署名する。認証までの期間は、必要な書類がすべて提出されている場合で 30 日以内に認証決定書が通知される。また、認証申請書は、書類の受領日から 6 か月有効である。認証の有効期間は認証決定書発行日より 3 年間である。

#### ⑤認証製品・サービスの追加・変更

VGL 認証製品・サービスについて、認証に係る内容に変更がある場合は、変更に関する内容をまとめた文書を MONRE に送付する。内容が充足している場合、15 日以内に MONRE はその変更内容を決定する。

#### ⑥認証期間の更新(再審査)

3 年間の認証期間以降の継続を希望する事業者は、有効期限 3 か月前までに再認証に係る必要書類を提出する。再認証の登録手順・手続きは VGL の初回申請と同様である。

### (4) 料金

審査、認証製品の検査やランダム試験に係る費用は、国の環境事業予算から支出されるため、事業者には費用はかからない。

なお、製品サンプルの試験費用や VGL の認証登録申請書類等の作成費用は全て申請者の負担となる。

#### 4) ベトナムのグリーン公共調達(GPP)制度

##### (1) ベトナムの公共調達制度の概要

現在、日本の会計法に相当する公共調達制度の一般的な規則を定めたベトナムの法律は、「入札法 No. 43/2013/QH13<sup>9</sup>」である。この入札法では、調達時における環境面の考慮、つまり GPP の取組については規定されていないが、2013 年の改正によって価格中心の入札評価基準からライフサイクルコストが考慮されるようになった。現在、入札法は約 10 年振りの改正作業中であり、2022 年 6 月には改正作業を主導しているベトナム計画投資省(Ministry of Planning and Investment: MPI)より改正案<sup>10</sup>が公表された。ただ、この改正案には GPP の促進を目的とした記述や GPP について方針を定めている 2022 年 1 月施行の環境保護法との関連は示されていない。ベトナム商工会議所は、この改正案の公表を受けて、グリーン調達にインセンティブを与える必要性について「絶対に必要」であると言及したほか、グリーン調達の判断基準に具体的な規定を追加するよう、MPI の入札法編集委員会に向けて提案している。2022 年 11 月に行われた第 15 期第 4 回国会では、入札法の改正に係る進捗状況が報告され、グリーン調達の入札方針を充実させるための改正として、持続可能な開発を目的に環境に優しい製品に優先順位とインセンティブを与えるべきとの意見があった。同国会で、多くの代表者より改正の必要性について合意がなされ、新しい入札法は 2023 年に公布される見込みとなっている。

また、ベトナムも加盟している 2018 年 12 月 30 日に発行された「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CPTPP もしくは TPP)」の第 15 章(政府調達)12 条の技術仕様の 6 項では、「天然資源の保全又は環境の保護を促進するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することを妨げることを意図するものではない」と規定されており、本 CPTPP の適用範囲に条件があるものの、このような経済連携協定との整合を図るためにも、入札法等に環境要件に関する記載が反映されることが期待される。なお、この CPTPP をベトナムに反映させるため、2020 年 8 月 24 日に「パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に関する調達の実施指示に関する政令(No. 95/2020/ND-CP)<sup>11</sup>」、2020 年 11 月 27 日に「パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の対象となる入札パッケージのための文書の作成についての詳細規定に関する計画投資大臣通達(No. 09/2020/TT-BKHDT)<sup>12</sup>」が公布されており、調達における技術評価基準に環境面の考慮を盛り込むことが認められている。

さらに、新たな経済連携協定として、2019 年 6 月 30 日に署名された欧州連合(EU)との「EU・ベトナム自由協定(FTA)<sup>13</sup>」が 2020 年 8 月 1 日に発効された。本 FTA の政府調達の条項では、評価基準に環境特性を含めることや環境ラベルなどの認証制度を活用して、持続可能な開発を促進する貿易を目指すことが明記された。これらの国際的な貿易協定の締結も入札法の改正を後押し

<sup>9</sup> <http://www2.hcmiu.edu.vn/Portals/1/Docs/vanbanphapluat/english/43-2013-QH13%20Luat%20Dau%20thau.pdf>

<sup>10</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Dau-tu/Luat-Dau-thau-518805.aspx> (ベトナム語)

<sup>11</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Dau-tu/Nghi-dinh-95-2020-ND-CP-thuc-hien-dau-thau-mua-sam-theo-Hiep-dinh-Doi-tac-xuyen-Thai-Binh-Duong-451113.aspx> (ベトナム語)

<sup>12</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Dau-tu/Thong-tu-09-2020-TT-BKHDT-lap-ho-so-moi-thau-mua-sam-hang-hoa-doi-voi-go-thau-Hiep-dinh-CPTPP-458453.aspx> (ベトナム語)

<sup>13</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2020:186:FULL&from=EN#page=5>

している要因だと考えられる。

また、ベトナムの電子調達には MPI がシステム<sup>14</sup>を運営している。調査した限り、上述の CRTPP 及び EU との経済連携協定との整合が図られているものの、後述にあるベトナム・グリーンラベルを要件とする入札案件は確認できていない。

## (2) ベトナムのグリーン公共調達(GPP)制度

表 2-1-3. ベトナム GPP 状況

GPP 規定法規	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保護法(No. 72/2020/QH14)</li> <li>環境保護法の施行細則の政令(No. 08/2022/ND-CP)</li> </ul>		
所管官庁	ベトナム天然資源環境省(MONRE) ベトナム財務省(MOF) ベトナム計画投資省(MPI)	GPP 義務・推奨	推奨
対象品目の設定	なし	GPP 基準	なし
環境ラベルの活用	活用あり	活用環境ラベル名	ベトナム・グリーンラベル
WTO 加盟	加盟(2007年)	WTO 政府調達協定(GPA)	オブザーバー国

ベトナムにおける GPP は、日本のグリーン購入法のような GPP に特化した法律は制定されていないものの、ベトナムの環境政策の基本法に当たる環境保護法や国家戦略等にその記述がある。最初に GPP に関する記述が登場するのは、2012 年に発布された「首相決定(Prime Minister's Decision)『国家グリーン成長戦略の承認』 No. 1393/QĐ-TTg<sup>15</sup>」である。公共支出のグリーン化を規定する法規を制定するための調査や、リサイクル可能な製品や環境ラベル認証製品の使用や調達を優先的に行うことを要求しているほか、環境配慮型製品の市場拡大のための環境ラベルの普及啓発についても触れられている。

過年度までの本業務にて MONRE 担当者にヒアリングしたところ、GPP の実効性が低い要因の一つが GPP に関する考え方や定義が整理されていないことを指摘していたが、2020 年に 6 年ぶりに改正された「環境保護法(No. 72/2020/QH14)」によって、ベトナムにおける GPP の考え方が明確化された。改正環境保護法では「グリーン調達とはベトナムエコラベルの認証を受けた、または法規によって認められた製品やサービスを調達することである」と定義したほか、「国家予算を使用する投資プロジェクト及び事業／業務においては、グリーン調達の実施を優先すること」と明記され、中央政府機関の GPP への取組が求められることとなった。この GPP 制度の枠組みは、2014 年に改正された環境保護法とその実施規則にあたる 2015 年公布「環境保護法実施ガイ

<sup>14</sup> <https://muasamcong.mpi.gov.vn/web/guest/home> (ベトナム語)

<sup>15</sup> <https://thuvienphapluat.vn/archive/Quyet-dinh-1393-QD-TTg-nam-2012-phe-duyet-Chien-luoc-quoc-gia-tang-truong-xanh-vb148498.aspx> (ベトナム語)

ドに係る通達(Decree) No. 19/2015/ND-CP<sup>16</sup>」にて構成された枠組みとほぼ同じであり、環境関連法の上位法にあたる環境保護法にまとめられたことで、ベトナムでの GPP の実効性が高まることが期待される。さらに、2022 年 1 月 10 日に環境保護法の施行細則である「政令(Decree)No. 08/2022/ND-CP」が公布され、VGL 認証製品・サービスを優先的に調達すること、MPI や財務省(Ministry of Finance: MOF)がグリーン調達の実施に関する規則を公布、もしくは管轄当局に提出することが明記された。ベトナムの公共調達を所管しているのは MOF であり、同省が GPP に関する規則を公布もしくは主導することで、ベトナムの GPP への取組が加速することが期待される。

一方、課題も依然多く、実効性を高めるためには、改正環境保護法に基づいて、GPP に関するより包括的かつ効果的な政策枠組みを定める実施規則やガイドラインを策定することが求められる。改正環境保護法やその施行細則では、GPP の基本方針が示されただけであり、より詳細な枠組みの構築をはじめ、具体的な取組内容や各機関の役割の整理のほか、ロードマップやアクションプランの作成、産業界との調整、調達担当者へのキャパシティビルディングの実施など課題は山積みと言える。特に、調達する環境配慮型製品の市場への供給不足については、ベトナムの状況と近いその他の ASEAN 諸国も GPP の実効性を妨げる要因の一つとして指摘しており、VGL の認証を取得した製品の調達が求められる制度設計を踏まえると、VGL 認証製品の拡充とアクセス性の向上もベトナム GPP 成功の大きなカギとなる。

#### 5) ベトナム GPP 及びベトナム・グリーンラベル制度のまとめ

2020 年の改正環境保護法にグリーン調達及び VGL の条項が明記されたことで、それぞれ改正環境保護法を根拠とする法的枠組みが構築されることとなった。また、前項のとおり、2022 年 1 月 10 日に「環境保護法の施行細則の政令 No. 08/2022/ND-CP」が公布され、グリーン調達及び VGL に関するより具体的な条項が盛り込まれ、今後より詳細な実施規則等の公布によって制度が形作られていくと期待される。ベトナム GPP 及び VGL 制度の概要を表 2-1-4.にて示す。

表 2-1-4. ベトナム GPP 及びベトナム・グリーンラベル制度の概要

	GPP	ベトナム・グリーンラベル(VGL)
根拠法令  関連法規	環境保護法「No. 72/2020/QH14」(2020 年)	
	- グリーン調達(第 146 条)	- 環境にやさしい製品とサービス(第 145 条)
	政令「No. 08/2022 / ND-CP」(2022 年)	
	- 国の予算を使用したプロジェクト・業務におけるグリーン調達(第 136 条)	- 運用・認証手続き(第 145 条~第 150 条) • 決定「No. 253/QD-BTNMT」(2009 年)- VGL 制度立ち上げの承認 • 通達「No. 02/2022 / TT-BTNMT」(2022 年)- VGL 評価委員会、結果通知等の書式(第 77 条、第 78 条)

<sup>16</sup> [https://binhdinh.eregulations.org/media/19\\_2015\\_ND-CP\\_268680.pdf](https://binhdinh.eregulations.org/media/19_2015_ND-CP_268680.pdf)

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 決定「No. 154/QD-BTNMT」(2014年) - 17 基準の制定</li> <li>• 決定「No. 2186/QD-BTNMT」(2017年) - 3 基準の制定</li> </ul>
制定年	2014年改正(環境保護法)	2009年(決定「No. 253/QD-BTNMT」)
所管	ベトナム天然資源環境省(MONRE) - ベトナム財務省(MOF) - ベトナム計画投資省(MPI)	ベトナム天然資源環境省(MONRE)
対象	公的機関は GPP に取り組むことが求められているが、調達法との整合がとれていないため、実質的に自主的取組となっている	主として一般消費者
分野(基準数)	GPP = ベトナム・グリーンラベル	17 基準(2022年2月時点) ※認証商品数：53
特徴	公的機関が GPP に取り組む場合、ベトナム・グリーンラベル認証製品の調達が求められる	申請料及び年間使用料が無料 取得に要する期間：約1か月 認証期間：3年

## 2-1-2 オンライン会議

### 1) MONRE とのオンライン会議

[日時]	2022年12月22日(木) 16:00~17:50 (14:00~15:50 ※ベトナム時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none"><li>• Mr. Le Hoai Nam (Director of Environmental Quality Management, Vietnam Environment Administration (VEA), Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE))</li><li>• Mr. Nguyen Hoang Duc (Department of Environmental Quality Management, VEA, MONRE)</li><li>• Ms. Tran Thi Hien Hanh (Department of Environmental Quality Management, VEA, MONRE)</li><li>• Ms. Dinh Phuong_Quynh (Department of Environmental Quality Management, VEA, MONRE)</li></ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"><li>• 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 田中 裕涼</li><li>• 同 製品対策・グリーン契約推進係長 藤田 実咲</li><li>• 同 環境専門調査員 二宮 弘道</li><li>• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li><li>• 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸</li></ul>
言語	日-ベトナム語逐次通訳

#### (1) 協議概要

平成31年度(令和元年)までの複数年度にわたり本受託業務の一環にて実施してきた技術協力のフォローアップとして令和2年度以降に毎年、日ベトナム会議を開催し、ベトナム側のGPP及び環境ラベルを取り巻く現状の把握と、次年度以降の技術協力の要望について意見交換を重ねてきた。ベトナム側は技術協力に対するニーズと強い要望を持っているものの、新型コロナウイルス感染症の影響や2020年に改正された環境保護法に基づく関連法規の見直し作業、MONRE内の組織改編などによる業務過多等の理由で、ベトナム側より具体的な技術協力のプランについて提案がなされていなかった。そこで、改めてベトナム側の状況と技術協力の希望有無を確認するため、打ち合わせを行った。

#### (2) 協議内容

##### ①両国による挨拶

会議に先立ち、MONRE品質管理局長のLe Hoai Nam氏、日本国環境省大臣官房環境経済課課長補佐の田中裕涼氏より、挨拶がなされた。Le Hoai Nam氏の挨拶のなかで、ベトナムの現状に関する重要な情報についての発言があったため、一部抜粋して以下に記録する。

- ベトナムでは、この2年間、環境保護法の改正に合わせたグリーンラベル制度の運用手続

き等の見直し作業と並行して、グリーンラベルの推進を続けているところである。グリーンラベルの既存 17 基準のうち 16 基準は、改正環境保護法に基づく考え方に沿った内容とするよう見直しをする必要があり、ぜひ日本の環境省とエコマーク事務局からの技術協力をお願いしたい。また、グリーンラベルの普及を進めるためにも新しい品目の基準策定に取り組みたいと考えており、この点についても力添えをいただきたい。

- MPI、MOF が、入札法や公的財産管理使用法の改正において、グリーンラベル認証製品に対する優遇措置を示しており、MONRE としても関連省庁と協力しながら、実施に向けて取組を進めたいと考えている。(作成者注：入札法については改正案が公開されており、確認したものの前述の発言に相当する箇所は見つけられず。また公的財産管理使用法については、改正情報・小規模な修正情報等は発見できず)
- 私が所属している VEA は、2023 年 1 月 1 日に組織改編が予定されている。VEA が 3 つに分かれ、グリーンラベルの管轄は汚染管理局になる。組織が改編されるが、引き続き我々が担当するため、宜しくをお願いしたい。

#### ②前年度(令和 3 年度)、日ベトナム会議の協議内容の確認

エコマーク事務局の小林より、以下のとおり 2021 年 12 月 12 日に開催した日ベトナム会議の協議内容が確認された。

- ✓ 日本側が作成・送付する議事録を MONRE が確認する。
- ✓ 日本側が車両に関する基準(英語版)を送付する。
- ✓ MONRE がホテル・レストラン基準案の制定に向けた支援及び車両に関する新規基準策定を含めて技術協力の作業計画を送付する。

#### <質疑応答>

ベトナム) 議事録は受領したものの、日本の車両に関する基準については確認できておらず、再送してもらいたい。また、技術協力の作業計画の提案については、既存基準の見直しや新規品目の基準案策定などを盛り込んだ計画の立案を予定していたが、コロナの影響等で作業することができなかった。今日のこの会議でどのように進めていくか決めていけるとよい。

日本) 車両に関する基準の再送については、この会議後に送付する。

#### ③日本のグリーン公共調達制度、エコマーク制度の最新動向

エコマーク事務局から、日本のグリーン公共調達制度及びエコマーク制度の最新トピックについて情報提供を行った。

#### ④ベトナム・グリーンラベル及びグリーン公共調達制度の最新動向

Tran Thi Hien Hanh 氏より、ベトナム・グリーンラベルとグリーン公共調達の最新動向について発表が行われた。主な内容は以下のとおりである。

- 環境保護法を紹介する。第 145 条の「環境にやさしい製品及びサービス」では、ベトナム

エコラベル(グリーンラベル)の認証を受けた製品・サービスが環境にやさしい製品及びサービスとして規定された。

- 第 146 条では「グリーン調達」の条項が規定された。
- 2021 年の本会議ではまだ公布されていなかったが、「環境保護法の施行細則の政令(No. 08/2022/ND-CP)」が 2022 年 1 月 10 日に正式に公布された。
- 同政令の第 136 条に GPP に関する規定があり、国の予算を使う場合は必ず環境にやさしい製品・サービス、つまりベトナム・グリーンラベルの認証製品・サービスを優先的に入札対象とすることが定められた。
- 入札資料における事業者の選定基準としても、ベトナム・グリーンラベルの認証を取得した製品・サービスの調達を行っていることが要件の一つとして設定されることとなった。
- 冒頭で Nam 氏が発言したとおり、入札法などの既存法規の見直しについては、この環境保護法の施行細則の政令(No. 08/2022/ND-CP)に基づいて行われる予定である。
- 環境保護法の施行細則の政令(No. 08/2022/ND-CP)の第 145 条~第 150 条では、グリーンラベルの申請方法や認証手順、認証機関などの規定が定められている。
- ベトナム政府ではなく、MONRE が公布した通達「No. 02/2022 / TT-BTNMT」では、グリーンラベルの具体的な基準策定の考え方を示している。製品・サービスのライフサイクルを考慮すること、ライフサイクルの各段階において何を考慮するのかなど、具体的に示している。
- 2021 年から 2022 年にかけて、新しい環境保護法のもとグリーンラベルの既存 17 基準の見直しを進めているが、現時点では「環境にやさしいプラスチック包装資材」のみ作業が完了している状況である。この基準については、環境保護法の施行細則の政令(No. 08/2022/ND-CP)に基づき申請を受け付け、審査・認証を行っていききたい。
- 残りの 16 基準についても見直しを進めたいが、この見直し作業についても日本から協力してもらえると有難い。
- また、日本から協力してもらったホテル、レストラン基準案のほか、ベトナム側で策定した繊維基準案については、コロナの影響もあり、制定に向けた取組を進めることができていない。
- 2023 年ではこの 3 つの新基準案のほか、既存の 16 基準の見直し、車両に関する基準案策定について、制定に向けた協力を日本にお願いしたい。特に車両に関する基準は、知見や資料も不足しており、日本からの支援を期待したい。
- Nam 氏が発言したとおり、グリーンラベルの所管は VEA から汚染管理局に変更になるが、我々が引き続き担当となる。MPI と MOF と協力しながら、環境にやさしい製品・サービスにインセンティブを与える制度を構築していきたい。
- 2023 年の重点事項をまとめると以下の三点である。
  - ① 環境にやさしい製品・サービスの普及
  - ② グリーンラベル制度の充実
  - ③ グリーンラベル認証製品・サービスにインセンティブを与える制度の構築

<質疑応答>

日本) ベトナム・グリーンラベルの既存 16 基準と、ホテル、レストラン、繊維の基準を策定していきたいということだが、どれくらいの時間をかけて取り組む想定か。

ベトナム) 繊維、レストラン、ホテルは新しい基準で、車両を含めると 4 つの新基準策定と既存の 16 基準の見直しを 2023 年～2025 年にかけて取り組んでいきたい。ただし、それぞれの製品の特長を考慮すると、すぐには取り掛かれない基準もあるが、できれば 2023 年と 2024 年を中心に進めたい。

日本) 基準の見直し、新基準の策定までのプロセスを簡単に教えてほしい。

ベトナム) 既存 16 基準は、新たな法規に照らし合わせて、変更が必要な箇所などを改定していく。我々が担当し、専門家や産業界の協力を受けながら最初の改定案を作成する。その後、関係省庁や産業界から意見募集とその意見に基づいた修正作業を繰り返し、最終的に MONRE に提案する流れとなる。新しい基準も基本的な流れは同じだが、最初の基準案の作成が異なる。ゼロからの作成となるため、業界の需要やニーズを確認しつつ、専門家からの技術的意見も取り入れ、基準案を作成することとなる。そのあとの手続きは、既存基準の見直しと同じである。

日本) 昨年の会議では、ホテル、レストラン基準のベトナム事情に合わせた調整(ローカライズ)の要望があったが、それは今も同じか。

ベトナム) ホテル、レストラン、繊維の基準案については提出してもらい(作成者注: 繊維の基準案は MONRE が外部の調査会社に依頼して作成したものである)、ローカライズを目的とした調査として、事業者に(基準案を)送付したのだが、コロナによる影響からか関係者が忙しく回答を回収できていない。特にホテル、レストランはベトナムの基幹産業であるため、基準の制定は重要だと考えており、2023 年もこの作業は続けていきたい。

⑤次年度以降の技術協力に向けて

日本) 日本の状況について報告したい。コロナの関係や様々な要因により、技術協力の予算の削減を余儀なくされ、ベトナムへの渡航が難しくなったほか、ホテル、レストラン、繊維基準案のローカライズ、車両基準案の策定、既存 16 基準の見直し作業の全てを実施するのが難しい状況である。そこで、ベトナム側から日本に技術協力を依頼したい作業について優先順位をつけた提案をいただき、次年度以降の予算を踏まえてどの技術協力を実施していくか検討していきたい。

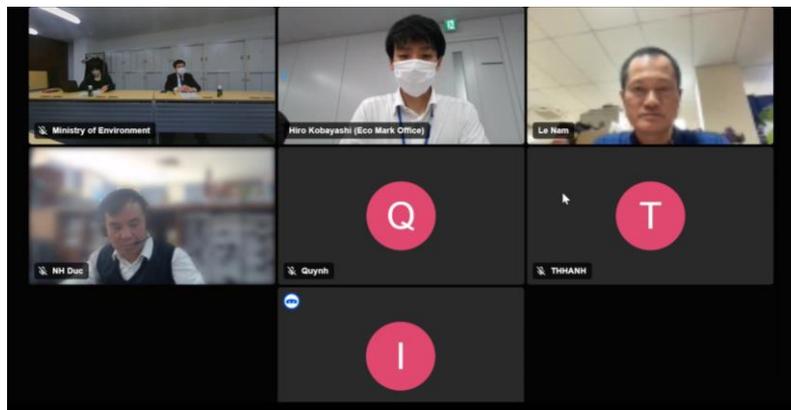
ベトナム) 日本に技術協力をお願いしたい内容について優先順位をつけた形で早く報告することとしたいが、2023 年 1 月から組織改編が行われ、新しい組織としてどのような事業計画を立てるのか時間がかかるため、早くて 2023 年の 1 月、遅くとも 2 月の初旬まで日本側に報告したい。車両の基準案作成が最も優先したいと考えており、既存 16 基準の見直しであれば渡航せずともこのようなオンライン会議で技術的な協議ができると助かる。2020 年から協力していただいているホテル、レストラン、繊維基準案についても、これから調査の段階

に入るため協力を希望したい。オンラインでできるかはわからないが、できる限り力を貸してもらえるとありがたい。日本の車両基準についても再送をお願いしたい。また、マスバランスの情報も興味があるため、資料を送ってもらいたい。

日本) 車両基準とマスバランス資料の送付は承知した。マスバランスの資料は日本語のみであるが、英語への翻訳も検討しており、英語に翻訳されれば改めて共有したい。議事録についても、作成次第送付するため、確認をお願いしたい。

### (3) まとめ

- 日本側より車両に係るグリーン購入法の判断の基準の英語版、エコマークのマスバランスに関する資料を送付する。
- 日本側が英語議事録を作成し、ベトナム側に送付し、双方で確認する。
- **MONRE** は、次年度以降の技術協力の内容とその優先順位をまとめ、**2023年1月**もしくは**2月**を目途に日本側に連絡し、**2023年度**の技術協力の内容を検討する。



オンライン会議の様子



会議の様子((公財)日本環境協会会議室)

### 2-1-3 今後の展開

昨年度の日越会議の結果、要望する技術協力案について、ベトナム側より 2022 年中に提案される予定であったが、長期化している新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響をはじめ、2020 年 11 月 17 日に国会で可決された改正環境保護法(2022 年 1 月 1 日施行)に伴う関連法規の見直し作業や VEA の組織改編による内部手続き等の影響で、今年度の日越会議までの提出がなされていなかった。そこで、今年度は改めてベトナム側の最新動向と次年度に向けた技術協力の実施可能性を確認するため、2022 年 12 月 22 日に MONRE とオンライン会議を行った。MONRE 担当者からは、改正環境保護法に基づいた新しい VGL 制度の運用・認証手続きを定めた環境保護法の施行細則の政令(No. 08/2022/ND-CP)が制定されたことが報告され、その政令をもとにベトナム・グリーンラベルの既存基準の見直しが順次進められていることについても情報共有がなされた。そして、本技術協力の MONRE 側の責任者より正式にグリーンラベルの新規基準策定に向けた協力要請について言及がなされ、次年度での技術協力実施に向けて具体的な技術協力の内容を今年度末までに MONRE 側より提案することが確認された。会議では、具体的には平成 31 年度に策定支援を行ったホテル及びレストランのベトナム・グリーンラベル基準案の制定に向けた基準内容のローカライズ支援に加え、車両基準案、既存基準の見直し作業についての支援についても要望が寄せられた。その中でも車両基準案の策定支援を優先したいとの発言があり、まずはベトナムからの提案を確認することとなった。なお、MONRE 内のグリーンラベル制度の所管部署は VEA であったが、VEA の組織改編により新しく汚染管理局が所管する方針となるものの、担当者には変更がない旨についても報告された。

次年度は、令和 4 年度までの提出を予定しているベトナム側からの技術協力に関する提案を踏まえ、本格的な支援を開始する一年とすることが期待される。改正環境保護法を新しい根拠法として、ベトナム・グリーンラベル制度の関連法規が整備され始めたことから、長らく停止を余儀なくされてきた同制度が再始動する見込みとなっている。ベトナム・グリーンラベルの GPP への活用についても関連法規に明文化されたことを受け、ベトナム・グリーンラベル制度を軌道に乗せるためには、次年度を含む数年が正念場となる。言い換えれば、日本の強みである環境技術や環境基準との調和化を図るという本業務の目的に照らし合わせれば絶好のタイミングとも言え、基準策定支援等の技術協力を通して日本の知見と経験を共有し、制度や技術等の調和に向けたきっかけとしたい。

## 2-2. インドネシアのグリーン公共調達制度等に対する技術支援

### 2-2-1 インドネシアの概要

#### 1) 基礎データ

インドネシアは、赤道付近に東西 5,110km と非常に長い国土を持ち、約 13,000 以上の島々からなる島嶼国家である。赤道付近に位置するため、気候は熱帯性気候に属し、乾季と雨季に分かれている。ASEAN では最大の人口と国土を誇り、首都ジャカルタには ASEAN 本部が置かれている。1995 年に WTO(世界貿易機関)に加盟し、1997 年のアジア通貨危機以降、約 5~6% の高い経済成長率を維持しており、家電製品や家具などの耐久消費財の普及が急激に進む目安と言われる一人当たり GDP3,000 ドル



を 2011 年に突破し、2018 年には 3,927 ドルと確実に成長が進んでいる。加えて、生産年齢人口の増加率も 2050 年までプラス成長<sup>17</sup>する予測もあり、安定した経済発展が見込まれている。2020 年は新型コロナウイルス感染症の影響で経済成長率はマイナス成長となったものの、2021 年はプラス成長に転じ、2022 年も続伸が見込まれている。日本との経済・政治関係は非常に良好で、非石油・ガス部門だけでもインドネシアにとって日本は輸出入の両面で最大の貿易国の一つであり、経済連携協定(EPA)も発効済みであることから、更なる拡大が期待される。2019 年におけるインドネシアの対日輸出は 1 兆 9,799 億円で国別輸出総額として日本は、中国、アメリカに次ぐ第 3 位につけており、輸入相手国においても 1 兆 5243 億円と中国に次ぐ第 2 位である。また、インドネシア国内における日本車のシェアは約 95% と非常に高く、世界でも有数の親日国とも言われている。日本の主な輸出品目は、一般機器、輸送用機器、化学工業品、電気機械等で、主な輸入品目は石炭、金属鉱及びびくず、天然ガス及び製造ガス、石炭・コークス及びれん炭などである。ASEAN への日本企業進出数がタイに次ぐ第 2 位<sup>18</sup>と日本事業者の関心も高く、インドネシアにおける日系企業は 2,000 社近くに上る。

表 2-2-1. インドネシア基礎データ

国名	インドネシア共和国	首都	ジャカルタ
面積	約 192 万平方キロメートル	人口	約 2.70 億人(2020 年)
ASEAN 加盟年	1967 年	言語	インドネシア語
GDP	約 1,0584 兆米ドル(2020 年)	経済成長率	3.69%(2021 年)
経済概況	1997 年 7 月のアジア通貨危機後、インドネシア政府は IMF との合意に基づき、銀行部門と企業部門を中心に経済構造改革を断行。政治社会情勢及び金融の安定化、個人消費の拡大を背景として、2005 年以降の経済成長率は、世界金融・経済危機		

<sup>17</sup> 独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)「データブック国際労働比較 2017」

<sup>18</sup> 外務省「海外在留邦人数調査統計・平成 30 年要約版」

	の影響を受けた 2009 年を除き、5%後半～6%台という比較的高い成長率を達成。2010 年には一人当たり名目 GDP が 3,000 ドルを突破した。ただし、経常収支の赤字化や通貨安もあり、輸出促進による収支改善が課題。2021 年は輸出入額共に過去最高記録を樹立。2020 年前半から 2021 年前半までの経済成長率は新型コロナウイルスの影響により、アジア通貨危機以来のマイナス水準となっていたが、2021 年後半からプラス成長を維持。
--	--

出典：外務省・インドネシア共和国基礎データ(令和 4 年 7 月 11 日現在)(令和 5 年 2 月 15 日最終閲覧)

## 2) インドネシアの法体系

環境省「インドネシアにおける法制度の整備・執行<sup>19)</sup>」(2016 年)によると、インドネシアの法形式と決定機関は以下のとおりである。

表 2-2-2. インドネシアの法形式と決定機関など

No.	法形式	インドネシア語表記(省略)	決定機関	交付など
1	憲法	Konstitusi	国民協議会	
2	国民協議会決定	Decree of the MPR (TAP MPR)	国民協議会	
3	法律	Undang-Undang (UU)	国会承認	大統領公布
4	法律代行政令(緊急政令)	Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang (Prp)	事後国会承認	大統領
5	政令	Peraturan Pemerintah (PP)	政令相当	大統領
6	大統領令	Keputusan Presiden (KepPres)	政令相当	大統領
	大統領規則	Peraturan Presiden (PerPres)	政令相当	大統領
7	大統領告示	Instruksi Presiden (InPres)	通達相当	対外効あり
8	大臣令(大臣決定)	Keputusan Menteri Negara (KepMen)	省令相当	所管大臣
	大臣規則	Peraturan Menteri Negara (PerMen)	省令相当	所管大臣
9	大臣告示	Instruksi Menteri (InMen)	通達相当	対外効あり
10	地方規則	Peraturan Daerah (PerDa)	条例相当	

出典：環境省「インドネシアにおける法制度の整備・執行」(2016 年)

大和総研グループの調査<sup>20)</sup>によると、インドネシアの法制度は日系企業から非常に「難解」として認識されているという。法令の公布後、官報や Web サイトで誰もが全文を閲覧できるような環境が整備されておらず、また法令がインドネシア語のみの公布である点も、難解とさせている要因であると述べている。さらに、日本では新法令を制定する際、他の法令との間で齟齬が生じることがないように他省庁や関連部署等と綿密な擦り合わせが行われているが、インドネシアではこのような事前調整が行われておらず、法令間で矛盾が生じる場合があることも指摘している。そ

<sup>19)</sup> <https://www.env.go.jp/air/tech/ine/asia/indonesia/files/law/files/law2016.pdf>

<sup>20)</sup> 非常に難解なインドネシアの法制度. 大和総研グループ. 2014-12-04.  
[https://www.dir.co.jp/report/asia/asian\\_insight/20141204\\_009221.html](https://www.dir.co.jp/report/asia/asian_insight/20141204_009221.html)

の指摘は、GPPに関する基本的枠組みはあるものの、その実効性が著しく低いことがしばしばみられるという、東南アジア地域が抱える課題の一つと推察される。なお、インドネシアにおける環境基本法は、「環境保護と管理に関する法律(Environmental Protection and Management(Law No.32/2009<sup>21)</sup>)」である。

### 3) インドネシアのタイプ I 環境ラベル

インドネシアのタイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル(RAMAH LINGKUNGAN(ラマン・リンクンガン))」は、2003年にJICAのプロジェクトの支援を受けて開始された。このプロジェクトでは、日本のエコマークを運営する(公財)日本環境協会からも専門家を派遣し、技術支援を行った。運営は環境林業省(Ministry of Environment and Forestry: MOEF)が所管する環境林業標準化庁(BSILHK、英語名: Agency for Standardization of Environment and Forestry Instruments of the Ministry of Environment & Forestry)によって行われている。GENには2006年に正会員としての加盟が認められた。2023年2月時点で、商品カテゴリ数15の基準が制定され(表2-2-3.)、28製品が認証を取得している。



Ramah Lingkungan

インドネシア・エコラベル(タイプ I 環境ラベル)

基準は、インドネシアの国家規格(SNI)として制定され、環境林業標準化庁(BSILHK)の一ユニットである「環境および林業機器基準の実施のための促進センター(Pusfaster)」が策定を担当している。SNIは原則として任意規格であるが、安全性や衛生、環境保護などの観点から、関係省庁やその他の政府機関が一部に強制適用を課している。その強制対象品目についてはSNIを取得しない限り国内流通が認められておらず、2021年6月時点で強制適用の対象は246品目に及ぶ。なお、インドネシア・エコラベルの基準は任意規格に該当している。

インドネシア・エコラベルの法的根拠は、後述するGPPと同様に「環境保護と管理に関する法律(Law No.32/2009)」の第43条第3項や「政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2010年大統領規則54号<sup>22)</sup>)」第105条に基づくとされている。また、環境保護と管理に関する法律(Law 32/2009)の第43条3項gを受けて、タイプ I 環境ラベルであるインドネシア・エコラベルとタイプ II 環境ラベルに位置付けられるインドネシア・自己宣言ラベルの一般事項を定めた「エコラベルロゴに関する環境省令(2014年環境省令第2号<sup>23)</sup>)」が2014年に公布された。本省令の第1条では、国家認定委員会(KAN)<sup>24</sup>によって認定されたエコラベル認証機関(LSE)によってインドネシア・エコラベルの認証を行うこと、インドネシア・自己宣言ラベルはMOEFに登録されたエコラベル検証機関(LVE)の検証に基づいて付与されるラベルであると規定している。なお、タイプ II 環境ラベルは自己宣言ラベルとあるものの、基準が策定されており、検証機関によって認証を取得することができる制度となっている。2023年2月時点で、10の基準、45製品が認証を取得して

<sup>21</sup> <http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/Law-No.32-of-2009-on-The-Management-and-Protection-of-the-Environment.pdf>

<sup>22</sup> <https://www.bphn.go.id/data/documents/10pr054.pdf> (インドネシア語)

<sup>23</sup> <https://sibarjasramling.com/wp-content/uploads/2020/12/Permen-LH-2-th-2014-Ekolabel.pdf> (インドネシア語)

<sup>24</sup> 大統領決定 2001 年第 78 号にて設立された非省政府機関であり、個々の国営・民間組織を SNI の適正評価機関(Lembaga Penilaian Kesesuaian: LPK)として認定する。

いる。2023年2月現在、環境林業標準化庁(BSILHK)のWebサイトによると、LSEとして表2-2-4. のとおり3機関が認定を受けており、合計7基準の認証を付与することが認められているが、表2-2-3. のとおり有効となっている15基準のうち、残りの8基準の認証を担当する機関は不明である。

表2-2-3. インドネシア・エコラベル基準(基準名はインドネシア語を仮訳)

No.	SNI No.	基準名	有効/ 無効
1	SNI 19-7188.3.1:2006	エコラベル基準-パート3:革製品-セクション1:完成皮革	有効
2	SNI 19-7188.3.2:2006	エコラベル基準-パート3:革製品-セクション2:カジュアルレザーシューズ	有効
3	SNI 7188.1.4:2010	エコラベル基準-パート1:紙製品-セクション4:コート紙	有効
4	SNI 7188.5.1:2010	エコラベル基準-パート5:バッテリー製品-セクション1:炭素亜鉛及びアルカリ一次電池	有効
5	SNI 7188.6:2010	エコラベル基準-パート6:壁用塗料	有効
6	SNI 7188.8:2013	エコラベル基準-パート8:セラミックタイル	有効
7	SNI 7188.9:2015	エコラベル基準-パート9:家具-オフィス家具	有効
8	SNI 7188-10:2017	エコラベル基準-パート10:板ガラス製品	有効
9	SNI 7188-11:2018	エコラベル基準-パート11:再生プラスチックショッピングバッグ	有効
10	SNI 7188.4.1:2019	エコラベル基準-パート4:繊維及び繊維製品	有効
11	SNI 7188.1.2:2020	エコラベル基準-パート1:紙製品-セクション2:衛生ティッシュ	有効
12	SNI 7188.2.1:2020	エコラベル基準 - パート 2: 洗剤製品-セクション 1: 粉末洗剤	有効
13	SNI 7188-1-3:2021	エコラベル基準 - パート1: 紙製品-セクション 3: 印刷及び多目的用紙	有効
14	SNI 7188-1-1:2021	エコラベル基準 - パート1: 紙製品-セクション 1: 包装紙	有効
15	SNI 7188.7:2022	エコラベルの基準 - パート 7-分解しやすいプラスチック及びバイオプラスチック製ショッピング	有効

出典：環境林業標準化庁(BSILHK)ウェブページよりエコマーク事務局作成(<https://pusfaster.bsilhk.menlhk.go.id/index.php/kualitas-lingkungan-hidup/>) (令和5年2月15日最終閲覧)

表2-2-4. KANに認定を受けたインドネシア・エコラベル認証機関(LSE)

	認証機関名	対象分野	対象エコラベル基準
1	PT. Mutu Agung Lestari (Maleco)	コーティングされていない印刷用紙	SNI 19-7188.1.3 : 2016 エコラベル基準-パート1:紙製品カテゴリ-セクション3:印刷用紙及び多目的用紙

		テキスタイル及びテキスタイル製品	SNI 7188.4 : 2019 エコラベル基準-パート4 : 繊維及び繊維製品
		衛生ティッシュペーパー	SNI 7188.1.2-2020 エコラベル基準-パート1 : 紙製品のカテゴリ-セクション2 : 衛生ティッシュ
2	Balai Besar Pulp dan Kertas	コーティングされていない印刷用紙	SNI 19-7188.1.3 : 2016 エコラベル基準-パート1 : 紙製品カテゴリ-セクション3 : 印刷用紙及び多目的用紙
		梱包紙	SNI 19-7188.1.1-2006 エコラベル基準-パート1 : 紙製品-セクション1 : 包装紙
		壁用塗料	SNI 7188.6 : 2010 エコラベル基準-パート6 : 壁用塗料
		プラスチックショッピングバッグ	SNI 7188.7 : 2016 エコラベル基準-パート7 : 分解しやすいプラスチック及びバイオプラスチック製ショッピング
3	PT. IAPMO Group Indonesia	板ガラス	SNI 7188-10 : 2017 エコラベル基準-パート10 : 板ガラス製品

出典 : 環境林業標準化庁 (BSILHK) (<https://pusfaster.bsilhk.menlhk.go.id/wp-content/uploads/2016/04/Daftar-LSE-Update-Jan-2021.pdf>)

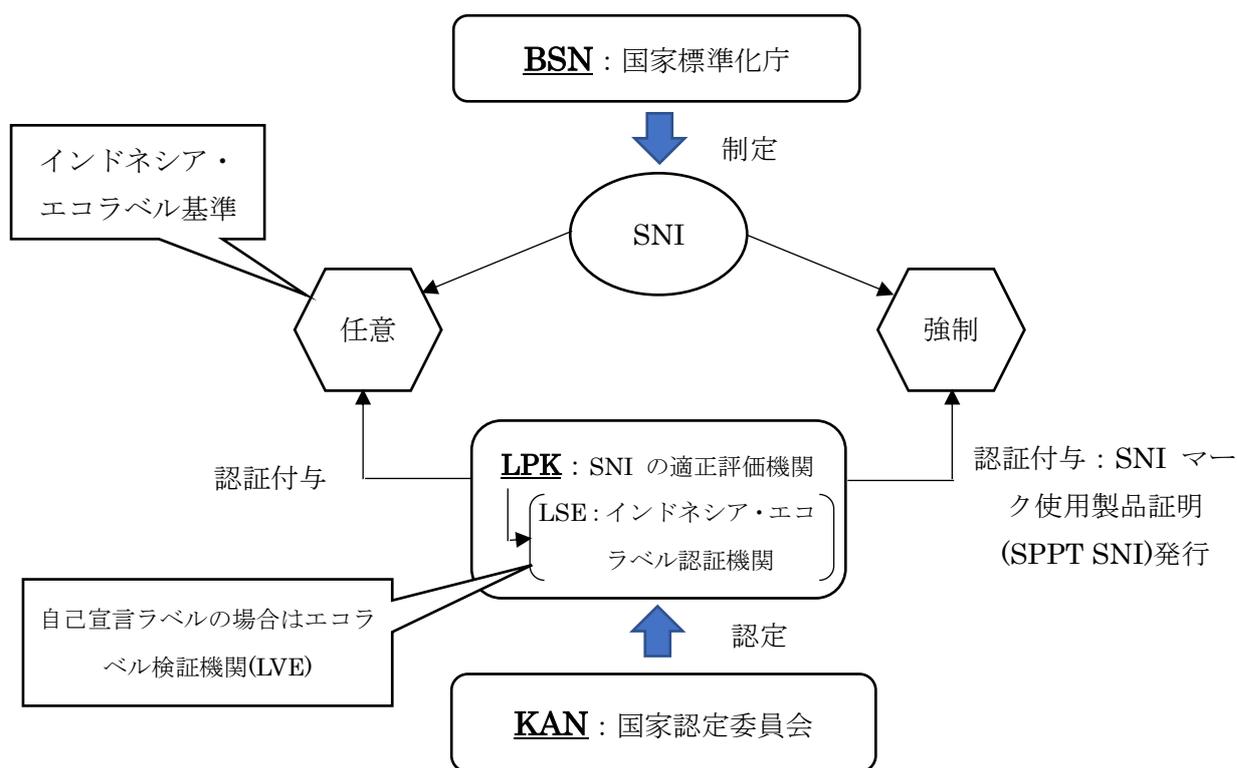


図 2-2-1. SNI に関わる組織関係図

出典 : 日本貿易振興機構(ジェトロ)ジャカルタ事務所「インドネシア国家規格(SNI)について」(2018年3月)p. 4 を元に作成。

#### 4) インドネシアのグリーン公共調達(GPP)制度

##### (1) インドネシアの公共調達制度

現在、インドネシアにおいて、日本の会計法に相当する公共調達を包括的にまとめた法律は制定されていないが、公共調達の一般規則等は大統領令や大統領規則によって定められており、これらに基づき公共調達が実施されている。

まず、2003年に「政府の製品や役務の調達を実施するための指針に関する大統領令(2003年大統領令第80号)<sup>25</sup>」が制定され、公開性や競争性、透明性、公平性、かつ合理性に基づく方法で調達を行うといった一般原則を規定している。2010年には、2003年大統領令第80号の実質的な後継大統領令である「政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2010年大統領規則第54号)<sup>26</sup>」が発布され、「環境にやさしいコンセプト」や価格以外の観点も考慮して最も価値のあるものを調達する「バリュー・フォー・マネー」の概念などGPPを意識した内容も盛り込まれた。

この2010年大統領規則第54号は継続的に改正され(計3回)、2018年に公布された「政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018年大統領規則第16号)<sup>27</sup>」に置き換えられ、この2018年大統領規則第16号がインドネシアの公共調達における根拠法令と位置づけられる。

本大統領規則は、公共調達のプロセスや管理といった一般的な事項についても規定していることはもちろん、国内産品や中小企業の促進を目的とした持続可能な調達についても触れていることが特筆される(第4条h、第5条i)。第68条では、持続可能な調達とは持続可能性に考慮することとあり、持続可能性とは経済、社会、環境の3つの観点を考慮することと規定している。経済的側面は商品/役務のライフサイクルコスト、社会的側面は公正な労働条件の保証など、環境的側面は大気・土壌などの環境影響の低減を考慮すると述べられているものの、具体的な適合条件については触れられていない。なお、インドネシアは1995年1月1日に世界貿易機関(WTO)に加盟しているが、WTO政府調達協定(GPA)は受諾していないため、この大統領規則における国内産品の促進を目的とした公共調達の活用は、WTOの基本原則のひとつである内国民待遇原則には問われないものと考えられる。

政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018年大統領規則第16号)

- 公共調達を通じた国内産品や中小企業の促進・持続可能な開発への寄与等(第4条h、第5条i)
- 持続可能な調達を推奨(第3部68条)

<sup>25</sup> <https://www.global-regulation.com/translation/indonesia/7222847/presidential-decree-number-80-in-2003.html>

<sup>26</sup> <https://www.bphn.go.id/data/documents/10pr054.pdf> (インドネシア語)

<sup>27</sup> [https://lhokseumawekota.go.id/aturan/Peraturan%20Presiden%20Nomor%2016%20Tahun%202018\\_1001\\_1.pdf](https://lhokseumawekota.go.id/aturan/Peraturan%20Presiden%20Nomor%2016%20Tahun%202018_1001_1.pdf) (インドネシア語)

## (2) インドネシアのグリーン公共調達(GPP)

表 2-2-5. インドネシア GPP 状況

GPP 規定法規	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)</li> <li>環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019 年環境林業省大臣規則第 5 号)</li> <li>他(2)-31 ページ 図 2-2-4. を参照)</li> </ul>		
所管官庁	インドネシア環境林業省(MOEF) 国家調達庁(LKPP)	GPP 義務・推奨	推奨
対象品目の設定	コピー用紙、文具(ファイル、フォルダー)、木製家具、高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)、マイクロ滅菌機、エアコン、建設用加工木材、コンクリート、セメント	GPP 基準	なし
環境ラベルの活用	活用あり	活用環境ラベル名	インドネシア・エコラベル、タイプ II エコラベル、省エネラベル、SVLK (木材合法性証明システム)
WTO 加盟	加盟(1995 年)	WTO GPA	オブザーバー国

インドネシアにおける GPP は、前項の大統領令や大統領規則、後述の環境保護と管理に関する法律などに考え方が示されており、最も上位法でその記述がみられるのが、2009 年に改正された日本の環境基本法にあたる「環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)<sup>28</sup>」である。その第 42 条及び第 43 条 3 項 a、g に下記のとおり、環境配慮型製品や役務に対するインセンティブの提供や環境ラベルを活用した調達の推進など、GPP に関する内容が盛り込まれている。

- a. 政府と地方政府は、環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手法を開発・導入しなければならない
- g. 調達は、環境ラベルが付与された環境配慮型製品や役務に優先権を与えるものとする

さらに、2017 年 11 月には、上述の環境保護と管理に関する法律の第 42 条及び第 43 条の実施規則として「環境経済的手法に関する政令(2017 年政令第 46 号)<sup>29</sup>」が公布された。本政令では下

<sup>28</sup> <http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/Law-No.32-of-2009-on-The-Management-and-Protection-of-the-Environment.pdf>

1982 年法律第 4 号を、1997 年法律第 23 号にて大幅改定。2009 年に再び改正され、10 月 3 日付けで新法が公布・施行。

<sup>29</sup> <https://jdih.kemenkeu.go.id/fullText/2017/46TAHUN2017PP.pdf> (インドネシア語)

記のとおり、環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手段として、環境ラベル制度の開発、GPP を掲げている。環境ラベルと GPP に関する条項もあり、環境に配慮したラベルとは政府が運用する認証制度であること、GPP とはその環境に配慮したラベルの認証製品・サービスを調達することを規定している。

第3条cで言及されているインセンティブおよび/またはインセンティブとして適用される環境経済的手段には以下が含まれる：(第31条1項)

- a. 環境に配慮したラベル制度の開発
- b. 環境に配慮した商品や役務の調達

そして、インドネシアの GPP において最も着目すべき法規として位置付けられているのが、2019年7月に公布された「環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019年環境林業省大臣規則第5号)<sup>30</sup>」である。本規則では、2018年大統領規則第16号、環境保護と管理に関する法律(2009年法律第32号)など、インドネシアにおける GPP の記述を含むほぼすべての関連法規と結び付けており、インドネシアの GPP 制度を最も具体的に規定する法令であると分析する。本規則は、GPP の定義をはじめ、環境ラベルの GPP での位置付け、GPP の対象分野・品目リストなどについて規定しており、GPP の実施要領といえる内容になっている。

- グリーン商品・サービスの調達とは、グリーンラベルが付された商品とサービスを優先して調達すること(第1条4項)
- 地域経済や地域サプライヤーを考慮した入手可能性を考慮して行う(第18条2項)
- GPP 対象分野・品目と対象環境ラベルのリストを大臣が作成・公表する(第19条1項)
- リストへの追加は年に1度行う(第21条)
- リストへの追加は省令で定める(22条2項)

本規則では、2017年政令第46号と同様に GPP にて調達する製品・サービスは環境ラベル認証製品・サービスであることを明記し、GPP の対象分野・品目リストとして、まず6分野・品目(コピー用紙、文具(ファイル、フォルダー)、木製家具、高圧蒸気滅菌機(オートクレーブ)、マイクロ波滅菌機、エアコン)を設定して、調達条件となる環境ラベルについても附属書にて示されていることが大きな特徴である(表2-2-6.)。調達条件である環境ラベルについては、コピー用紙のみがタイプI環境ラベルを求めており、そのほかの品目については MOEF 運用のタイプII環境ラベル、木材合法性認証、省エネラベルの取得が条件となっている。

さらに、2021年に「環境に優しい製品及びサービスの調達に関する品目リストの追加に関する環境林業大臣決定(2021年環境林業省大臣決定第1207号)」が発行され、GPP の対象分野・品目リストに建設用加工木材、コンクリート、セメントが追加された。ただし、新しく追加された3

<sup>30</sup> <https://jdih.baliprov.go.id/produk-hukum/peraturan-perundang-undangan/perpres/24949> (インドネシア語)

品目のなかで、タイプ I 環境ラベルであるインドネシア・エコラベルを要件にしている品目はなかった。

表 2-2-6. GPP 対象分野・品目、環境ラベルリスト

環境に配慮した商品とサービスのリスト					
#	カテゴリ	品目	環境ラベル制度	基準	ロゴ
1	紙	コピー用紙	タイプ I 環境ラベル(KLHK <sup>31</sup> )	SNI 環境ラベル基準として規定	
2	プラスチック	文具(ファイル、フォルダー)	タイプ II 環境ラベル(KLHK)	SNI ISO14021-2017 環境ラベル及び宣言- 自己宣言による環境主張 (タイプ II 環境ラベル表示)に基づいて事業者が確認し、環境主張を行う	
3	木材	木製家具	SVLK (木材合法性証明システム)(KLHK)	以下に基づく SVLK 基準: 持続可能な森林管理と生産認証(PHPL)、木材合法性証明の基準及び実施ガイドラインに関する 2016 年持続的生産林管理総局長規程第 14 号 (P.14/PHPL/SET/4/2016) <sup>32</sup>	
4	医療廃棄物処理装置	高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)	環境技術実証	以下の環境技術実証スキームに基づくもの a. グリーンテクノロジー実証スキーム b. SNI ISO 14034 : 2017 環境マネジメント-環境技術実証 <sup>33</sup>	環境技術登録書
5	医療廃棄物処理装置	Microwave Hybrid (インドネシア語) ※おそらくマイクロ滅菌機	環境技術実証	以下の環境技術実証スキームに基づくもの a. グリーンテクノロジー実証スキーム b. SNI ISO 14034 : 2017 環境マネジメント-環境技術実証	環境技術登録書
6	空調機器(エアコン)	インバーターと非インバーター	省エネルギー(エネルギー資源省(ESDN))	以下の SKEM 基準(最小エネルギー性能基準)と省エネルギーは以下に基づくもの	

<sup>31</sup> KLHK: インドネシア環境林業省 (英語略称: MOEF (Ministry of Environment and Forestry))

<sup>32</sup> [https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/idn/5-P.14-PHPL-SET-4-2016\\_EN\\_idn.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/idn/5-P.14-PHPL-SET-4-2016_EN_idn.pdf)

<sup>33</sup> ISO14034 環境マネジメント-環境技術実証: 既に実用化された先進的環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響などを実証するにあたり、基本となる原則、手順、最小限の要求事項を規定したもの。技術開発者が提出した、環境技術の性能を第三者が実証し、客観的で信頼性の高い技術情報をユーザーに提供する手順を規定しており、実証する環境技術の性能がある基準を満たしているか否かの適合性を評価する製品認証を規定するものではない。

				a. 空調機器の MEPS <sup>34</sup> と省エネラベルに関するエネルギー鉱物資源大臣規則(2017年第57号) b. SNI 04 6958 : 2003 家庭用電力利用・省エネラベル	
環境林業大臣決定(2021年第1207号)にて GPP 品目リストに追加された品目					
7	木材	建設用加工木材	SVLK (木材合法性証明システム)	以下に基づく SVLK 基準 : 保護林及び生産林における森林利用に関する環境林業大臣規則(2021年第8号)の森林管理及び森林管理計画の作成	
8	建設資材	コンクリート	タイプ II 環境ラベル(KLHK)	SNI ISO14021-2017 環境ラベル及び宣言- 自己宣言による環境主張(タイプ II 環境ラベル表示)に基づいて事業者が確認し、環境主張を行う	
9	建設資材	セメント	グリーン産業基準(SIH)	ポルトランドセメント SHI 基準(23941.1: 2018)	

(出典： 2022年1月28日 MOEF オンライン協議 MOEF 発表資料を基に作成)

そして、2020年5月には、「政府の持続可能な製品や役務の調達におけるグリーン製品の決定に関する国家調達庁長官通達(2020年国家調達庁長官通達第16号)<sup>35</sup>」が公布された。本通達は、2018年大統領規則第16号の第3部68条「持続可能な調達を推奨」を根拠に、SDGsのターゲット12.7「持続可能な公共調達の促進」の実現を目的に策定され、公共調達において調達すべきグリーン製品を、コピー用紙はインドネシア・エコラベル、ファイル・フォルダ等の文具はタイプIIエコラベル、木製家具はSVLK認定製品と規定している。本通達では、2019年環境林業省大臣規則第5号との関連は明記されていないが、上述の3品目については2019年環境林業省大臣規則第5号の付属書から引用されている。

また、政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018年大統領規則第16号)を修正する「大統領規則(2021年大統領規則第12号)<sup>36</sup>」が公布され、第19条1項にて、技術仕様に盛り込む製品の要件として「環境にやさしい製品であること」が追記され、同条4項にて「環境にやさしい製品とは環境ラベルを付した製品」と定義された。調達の技術仕様に環境にやさしい製品であることを明記できるようになったことは、GPPの実効性を高める観点から大きな一歩である。また、本項にて規定されている環境ラベルがどの環境ラベルのことを指すか明記されていないものの、2019年環境林業省大臣規則第5号の付属書に記されているGPP対象分野・品目リストには対象の環境ラベルが示されており、当リストに掲載されている環境ラベル製品を調達する根拠として、

<sup>34</sup> MEPS: 最低エネルギー消費効率基準 (Minimum Energy Performance Standards)

<sup>35</sup> <https://lpse.gianyarkab.go.id/eproc4/pengumuman/305350> (インドネシア語)

<sup>36</sup> [https://jdih.setkab.go.id/PUUdoc/176362/Salinan Perpres Nomor 12 Tahun 2021.pdf](https://jdih.setkab.go.id/PUUdoc/176362/Salinan%20Perpres%20Nomor%2012%20Tahun%202021.pdf) (インドネシア語)

本項が追記されたと推察される。

以上のように、公共調達制度の一般規則等を定め、GPP について触れている大統領令・大統領規則(大統領規則群)、環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)とその関連法規(環境保護法群)がインドネシアの GPP の法的枠組みであるが、大統領規則群と環境保護法群ではその関連性はそれぞれの法規では触れられていなかった。しかし、2019 年 7 月に公布された「環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019 年環境林業省大臣規則第 5 号)」では、上記 2 つの群を関連法規として紐づけ、GPP 制度のスキームを指し示していることから、本規則がインドネシアにおける GPP 制度の最もベースとなる法令と言える。これらの関連法規の関連を図 2-2-4 に示す。

### (3) 環境にやさしい商品・サービス情報システム

MOEF は、2019 年環境林業省大臣規則第 5 号を根拠に、GPP 対象品目リストに掲載されている品目とその要件に適合した製品をカタログとして取りまとめ、また GPP 関連規則や環境ラベルについて紹介する「環境にやさしい商品・サービス情報システム<sup>37)</sup>」を 2020 年に立ち上げた。このウェブサイトでは、GPP 対象品目リストで対象となっている環境ラベル制度や認証制度を解説しているほか、インドネシアの GPP の法的根拠となっている各種法規文書を公開するなど、インドネシア GPP に関するワンストップサービスとなるよう関連情報の集約に努めている。特筆すべき点は、2019 年環境林業省大臣規則第 5 号の GPP 対象品目と要件に適合した製品をカタログとして紹介していることである。しかし、2021 年環境林業省大臣第 1207 号で GPP 対象品目リストに新しく追加された 3 品目(建設加工木材、コンクリート、セメント)については、2023 年 2 月時点では未だ掲載が確認できていない。同時点では、以下のとおり合計 650 製品が掲載されている。また、検索ページの検索カテゴリでは物品だけでなくサービスも選択できるようになっているものの、サービスの検索機能は有効となっておらず、将来的な拡張を想定した作りとなっている。

- コピー用紙：15 製品
- 文具(ファイル、フォルダー)：1 製品
- 木製家具：578 製品
- 高圧蒸気滅菌機(オートクレーブ)、マイクロ波滅菌機：17 製品
- エアコン：39 製品

なお、掲載条件や申請方法は不明であるが、掲載されている製品は GPP 対象品目リストに記されている環境ラベルもしくは認証制度の認証を受けたもので、製品情報のほか企業情報も記されている。

<sup>37)</sup> <https://sibarjasramling.com/> (インドネシア語)

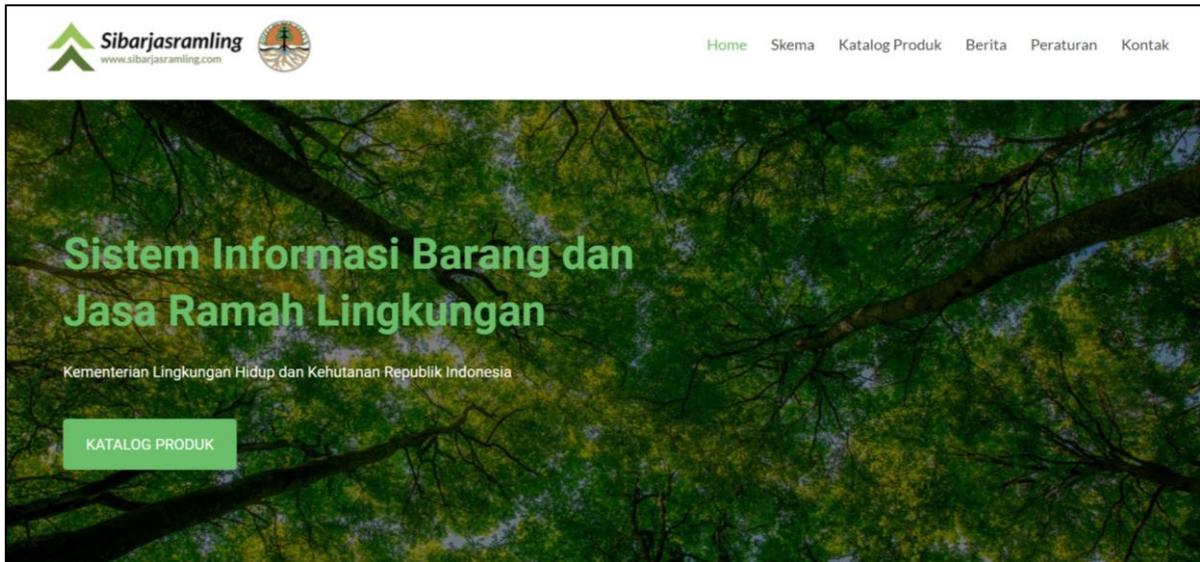


図 2-2-2. 環境にやさしい商品・サービス情報システム

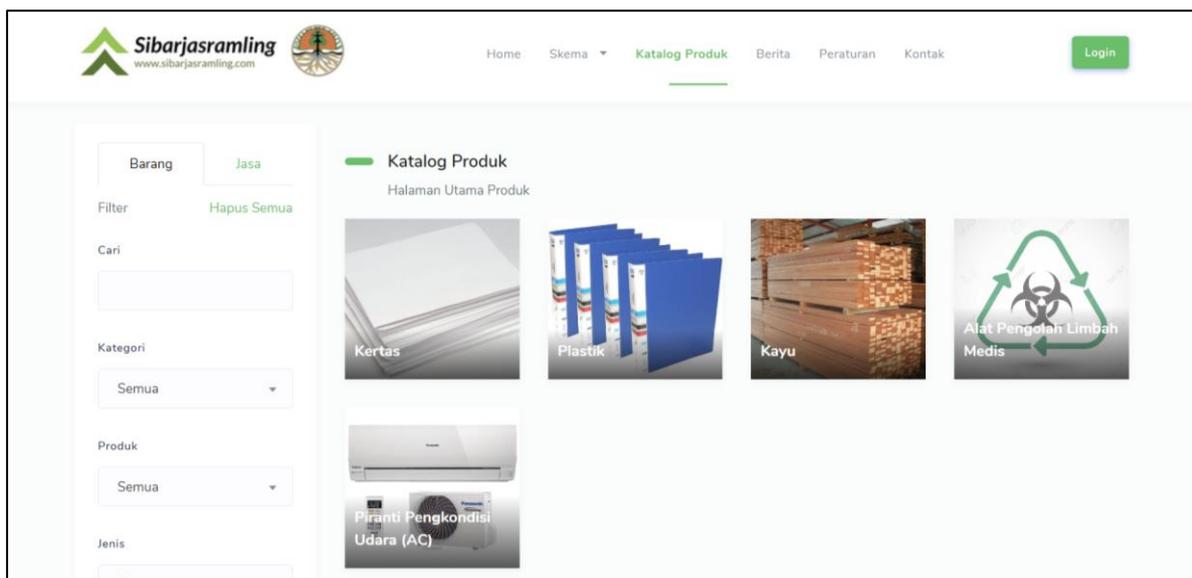


図 2-2-3. 環境にやさしい商品・サービス情報システム検索画面

↓ 参照・引用

環境保護法群(環境ラベルや GPP の推奨)

大統領規則群(公共調達的一般規則)

**環境保護と管理に関する法律(2009年法律 32号)**

- a. 政府と地方政府は、環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手法を開発・導入しなければならない
- g. 調達は、環境ラベルが付与された環境配慮型製品や役務に優先権を与えるものとする(第 43 条 3 項)

**エコラベルロゴに関する環境省令(2014年環境省令第 2号)**

- ・インドネシア・エコラベル(タイプ I 環境ラベル)とインドネシア・自己宣言ラベル(タイプ II 環境ラベル)の一般事項を規定

**環境経済的手法に関する政令(2017年政令第 46号)**

- ・ Law No.32/2009 の第 42 条及び第 43 条の実施規則として公布
- ・ 環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手段として、環境ラベル制度の開発、公共調達を明示

**環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019年環境林業省大臣規則第 5号)**

- ・ グリーン商品・サービスの調達とは、グリーンラベルが付された商品・サービスを優先して調達すること(第 1 条 4 項)
- ・ GPP 対象分野・品目と対象環境ラベルのリストを大臣が作成・公表する(第 19 条 1 項)
- ・ リストへの追加は年に 1 度行う(第 21 条)
- ・ GPP の対象分野・品目リストを付属書に掲載(6 分野・品目(コピー用紙-インドネシア・エコラベル、文具(ファイル、フォルダー)-タイプ II エコラベル、木製家具、高圧蒸気滅菌機(オートクレーブ)、マイクロ波滅菌機、エアコン)

**環境に優しい製品及びサービスの調達に関する品目リストの追加に関する環境林業大臣決定(2021年環境林業省大臣決定第 1207号)**

- ・ GPP 対象品目リストに建設加工木材・木材合法性証明システム、コンクリート-タイプ II エコラベル、セメント-グリーン産業基準を追加

**政府の持続可能な製品や役務の調達におけるグリーン製品の決定に関する国家調達庁長官通達(2020年国家調達庁長官通達第 16号)**

- ・ 公共調達におけるグリーン製品を、コピー用紙はインドネシア・エコラベル、ファイル・フォルダ等の文具はタイプ II エコラベル、木製家具は SVLK 認定製品と規定(2019年環境林業省大臣規則第 5号の内容を参考)

**政府の製品や役務の調達を実施するための指針に関する大統領令(2003年大統領令第 80号)**

- ・ 公共調達の一般原則、一般事項を規定

↓ 置き換え

**政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2010年大統領規則第 54号)**

- ・ 「地球にやさしいコンセプト」調達に環境影響を考慮することを要求(第 105 条 1 項& 2 項)
- ・ バリュー・フォー・マネーの考慮を規定(第 105 条 3 項)
- ・ 電子調達システムの開発を LKPP に要求(第 108 条 1 項)
- ・ 公的機関が電子調達システムを 2012 年度までの導入を要求(第 131 条 1 項)

3 回改定

- ・ 2012 年大統領規則第 70 号
- ・ 2014 年大統領規則第 172 号
- ・ 2015 年大統領規則第 4 号

↓ 置き換え

**政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018年大統領規則第 16号)**

- ・ 公共調達を通じた国内産品や中小企業の促進・持続可能な開発への寄与等(第 4 条 h、第 5 条 i)
- ・ 持続可能な調達を推奨(第 2 部 68 条)

↑ 修正

**大統領規則(2021年第 12号)**

- ・ 技術仕様(第 19 条)を修正：技術仕様に盛り込む製品の要件として、環境にやさしい製品を追記(1 項)
- ・ 環境にやさしい製品とは、環境ラベルを付した製品と定義(4 項)

それぞれの関係については触れられていなかった

**SDGs 達成のための実装計画に関する大統領規則(2017年大統領規則第 59号)**

- ・ 付属書「SDGs の国家 5 年計画」にて、『2019 年までに GPP の対象商品の基準を策定し、環境配慮型製品の開発を促進すること』を目標に設定

図 2-2-4. インドネシア GPP の関連法規の関係図

## 5) インドネシア GPP とインドネシア・エコラベル制度のまとめ

インドネシアの GPP の法的枠組みは、前項のとおり、環境保護と管理に関する法律群と大統領規則群でそれぞれ規定されていたものを、2019 年に制定した「環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019 年環境林業省大臣規則第 5 号)」が取りまとめた形で運用されている。既存の環境認証制度を GPP 基準に活用しており、タイプ I 環境ラベルであるインドネシア・エコラベルは、2023 年 3 月現在、コピー用紙のみの適用に留まっている。

表 2-2-7. インドネシア GPP 及びインドネシア・エコラベル制度の概要

	GPP	インドネシア・エコラベル
根拠法令	環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)(2009 年)	
	- 環境に関する経済的手段(セクション 8 第 42 条、43 条)	- 環境に関する経済的手段(セクション 8 第 43 条)
	政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2010 年大統領規則第 54 号)(2010 年)	
	- 持続可能な調達を推奨(第 2 部 68 条)	
関連法規	環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019 年環境林業省大臣規則第 5 号)(2019 年)	「エコラベルロゴに関する環境省令(2014 年環境省令第 2 号)」
	- グリーン商品・サービスの調達とは、グリーンラベルが付された商品・サービスを優先して調達すること(第 1 条 4 項)	- インドネシア・エコラベル(タイプ I 環境ラベル)の一般事項を規定
	- GPP 対象分野・品目と対象環境ラベルのリストを大臣が作成・公表する(第 19 条 1 項)	
	環境に優しい製品及びサービスの調達に関する品目リストの追加に関する環境林業大臣決定(2021 年環境林業省大臣決定第 1207 号)(2021 年)	
	- GPP 対象分野・品目に 3 品目を追加	
制定年	2009 年制定 (環境保護と管理に関する法律)	2003 年
所管	インドネシア環境林業省(MOEF) 国家調達庁(LKPP)	インドネシア環境林業省(MOEF)
対象	公的機関	主として一般消費者
分野(基準数)	9 分野・品目	15 基準(2023 年 2 月現在) ※認証商品数：28
特徴	既存の環境認証制度の取得を GPP の要件に設定(コピー用紙-インドネシア・エコラベル)	申請料及び年間使用料が無料 取得に要する期間：約 1 か月 認証期間：3 年

## 2-2-2 オンライン会議

### 1) MOEF との第一回オンライン会議

[日時]	2022年12月6日(火) 15:00~17:00 (13:00~15:00 ※ジャカルタ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none"><li>Ms. Nurmayanti (Susy) (Agency for Standardization of Environment and Forestry Instruments of the Ministry of Environment &amp; Forestry (MOEF))</li><li>環境省大臣官房環境経済課 環境専門調査員 阿邊 雄</li><li>同 環境専門調査員 二宮 弘道</li><li>同 製品対策・グリーン契約推進係長 藤田 実咲</li><li>公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li><li>同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸</li></ul>
言語	日-インドネシア語逐次通訳

#### (1) 協議概要

令和3年度では、インドネシア技術協力の実施に向けて、インドネシアが抱える GPP 及び環境ラベル「インドネシア・エコラベル(ラマ・リンクンガン)」の課題把握を目的に、日インドネシア会議を2回実施した。そこで、インドネシア・エコラベルの新規品目についての基準策定支援を希望する意見が MOEF より挙げた。本年度は、具体的な技術支援開始に向けたより詳細な支援内容や実施プロセスを協議するため会議を行った。

#### (2) 協議内容

##### ①前年度(令和3年度)、日インドネシア会議の協議内容の確認

エコマーク事務局の小林より、以下のとおり、前年度の日インドネシア会議の協議内容が確認された。

- ✓ インドネシア・エコラベルの基準策定支援(建材、資材、サービス分野)
- ✓ GPP、環境マネジメントシステム (具体的な内容は示されておらず)
- ✓ 技術協力開始前の日本環境協会名義で技術協力に関する依頼文書の作成・提出

また、前年度の会議の結果、新型コロナウイルスや MOEF におけるラマ・リンクンガンの運営体制の見直しの影響から、具体的な技術内容は翌年度(令和4年度)に議論することとなった旨についても両機関で改めて確認した。

##### <質疑応答>

インドネシア) 前年度の協議内容は確認した。一方、今年 MOEF が所管し、私が所属している環境林業標準化庁(BSILHK)では組織変更があり、現在業務の引継ぎによる過渡期である。そのため、こういった内容を技術協力に含めるか、MOEF の組織改編の状況に応じて議論できればよいと考えている。

②インドネシア・エコラベル(ラマン・リンクンガン)及び GPP の最新動向

MOEF の Susy 氏より、インドネシア・エコラベル及び GPP の最新状況についてプレゼンテーションが行われ、主な内容は以下のとおりである。

- インドネシア・エコラベル及び GPP の関係法令をスライドで示した。インドネシア・エコラベルと GPP の法整備が本格化したのは 2019 年頃からで、その時期に制定された法規に基づいてその後の法規が展開されている。1989 年からエコラベル制度を運営してきた日本に比べれば歴史的にはまだまだ新しいと言える。
- 環境ラベルを活用した GPP 政策はすでに開始されており、中央政府では、公共事業・国民住宅省(PUFR)、国家調達庁(LKPP)、国家食品医薬品監督庁(BPOM)、保健省のほか、地方自治体等が取組を始めている。
- なお、PUFR では、環境ラベルを活用した GPP の促進を目的に新たに規定等の整備を進めている。
- LKPP でも、環境ラベルの活用を進めており、最も新しい取組は 2021 年に発布された第 12 号の大統領令に基づき、電子機器のカタログに環境ラベルを盛り込むといったものである。
- 次に、GPP に活用されている環境ラベル(グリーンラベル)を紹介する。グリーンラベルの一つ目は、工業省(MOI)のグリーン産業基準スキーム、二つ目はエネルギー鉱物資源省(ESDM)の省エネラベル、三つ目は MOEF のインドネシア・エコラベル(タイプ I 及びタイプ II)、四つ目は MOEF の木材合法性証明システム(SVLK)、五つ目は MOEF の環境技術実証スキームである。今後、他の省庁が運営する別スキームの認証ラベルを追加していくことも可能となっている。

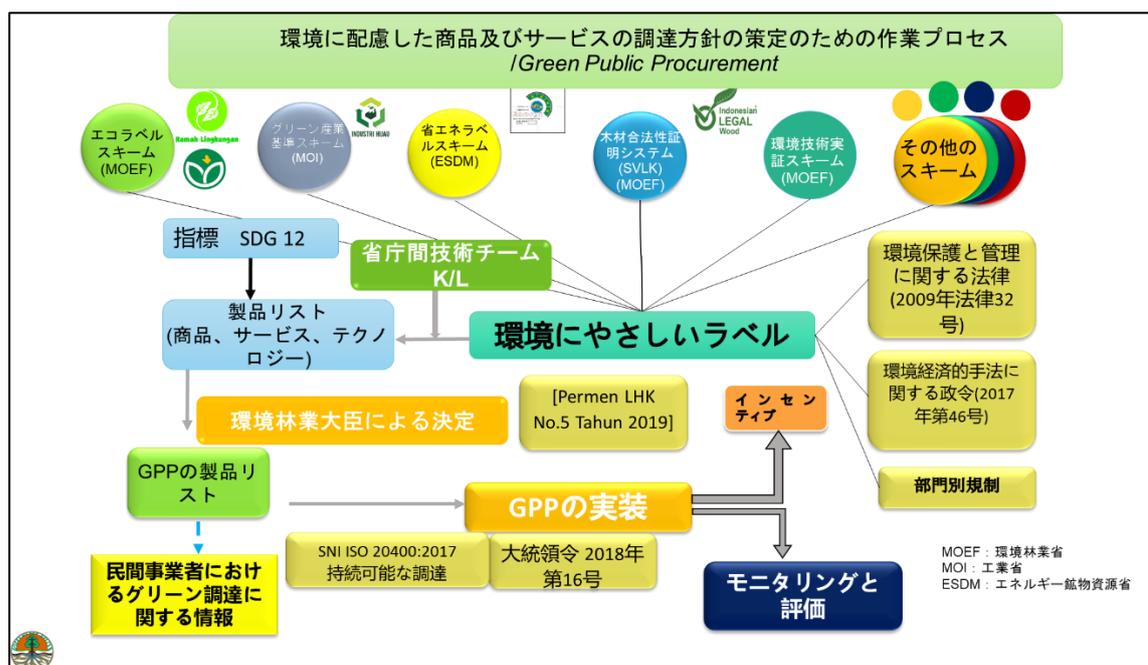


図 2-2-5. インドネシア GPP スキーム

(出典：Nurmayanti 氏発表資料を和訳)

- 環境配慮型製品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019年環境林業省大臣規則第5号)は、グリーンラベルのGPPスキームへの活用条件を示している。第7条では、グリーンラベルの要件として、原材料の選定や有害化学物質の不使用、製造工程でのエネルギー効率、廃棄物処理、包装などの条件を定めている。第8条は持続可能な製造プロセスについてフォーカスした規定で、エネルギー効率や排ガスなどの要件を定めている。第9条では資源の持続可能性を規定し、水やエネルギー、原材料、加工材料の効率や持続可能性について定めている。第10条はコンプライアンスの側面についての要件で、環境および林業に関する許認可や原材料の採取に関する許認可、原材料の追跡システムについて求めている。
- 上記の要件の適用方法が21・22条に定められている。グリーンラベルを取得するためには、2019年環境林業省大臣規則第5号の全ての項目を満たす必要がある。
- GPPの対象となるグリーン製品やサービスをまとめた情報サイトを立ち上げ、情報発信に努めている。ただし、インドネシア語のみの対応となっている。
- タイプI環境ラベルであるインドネシア・エコラベルは、15の基準が制定され、28製品が認証を取得している。
- 一方、タイプII環境ラベルは、10の基準が制定され、45製品が認証を取得している。
- 現在の認証数は少ないものの、どの分野を優先的に取り組んでいけばよいかなど多くの認証数を有する日本の協力を得ながら、優先順位をつけて発展させていきたいと考えている。
- GPPで活用されているグリーンラベルの詳細は表のとおりである。(作成者注：表の内容については、前項の表2-2-6.GPP対象分野・品目、環境ラベルリストと同様であるため、割愛する。)
- インドネシアでは、2023年に向けてグリーン製品を増やしていきたい意向があり、またモニタリングや評価のスキームについても本年もしくは来年にパイロットプロジェクトを中央政府及び地方自治体を対象に開始する計画になっている。
- また、インドネシアではグリーンスマートシティを支援し、少しでも多くの製品やサービスがグリーンラベルを取得することを目指している。カリマンタン島への首都建設を控え、元々、森林エリアであったところに首都機能を持つ都市を建設することから、森の中にある森林の街をイメージするようなフォレストシティ、サステイナブルシティといったコンセプトのもと、インフラ建設が行われる予定である。そのため、グリーン製品等が最大限に活用されるようになる。
- 新首都の建設、持続可能な首都建設を支援する以外にも、MOEFではグリーン製品・サービスの普及を優先したいと考えている。これらは、単に製品やサービスの持続可能性を向上させることに寄与するだけでなく、気候変動の緩和にも大きく貢献するだろう。

<質疑応答>

日本) タイプII環境ラベルについて、認証するとの発言があったが、タイプII環境ラベルとは事業者等の自己宣言ラベルであることから、発言にあった認証とは登録制を指しているのか。

インドネシア) GPPの対象製品は、基本的に認証がないと対象とならない。なお、その認証は第三者機関が行わなければならない。確かにタイプII環境ラベルは自己宣言の環境ラベルだが、GPPにタイプII環境ラベルを含むとなると、認証制度でないため対象とならない。そのため、製造事業者が第三者に審査を依頼し、認証されることでGPPに参加できるプロセスである。GPPの対象となっているタイプII環境ラベルのプラスチック基準は、ISO14021に基づいて製造事業者が自己宣言できるものだが、このラベルを付けるためには第三者機関から審査を受ける必要がある。

日本) インドネシアでは、すでにいくつかの省庁がGPPを開始しているとのことだが、省庁にとってGPPに取り組むことは義務なのか推奨なのか。

インドネシア) 大統領令では義務化を定めていないものの、サプライヤーが製品やサービスをGPPにアクセスさせるためには、グリーンラベルの取得が重要となる。省庁や地方自治体などはEカタログから製品・サービスを選択する際、グリーンラベルを取得したものを選定する方向にシフトしつつある。

### ③日本のグリーン公共調達制度、エコマーク制度の最新動向

エコマーク事務局から、日本のグリーン公共調達制度及びエコマーク制度の最新トピックについて情報提供を行った。

#### <質疑応答>

インドネシア) インドネシアでも同じプロセスでGPP基準を策定しようと試みたが、インドネシアの調達担当者も必ずしも環境の専門家ではないため、どう基準を策定してくのか、また製品ごとに基準は異なることから策定に係る人的資源の観点から、難しくて行き詰ってしまった。そのため、2019年環境林業省大臣規則第5号にて、GPP基準はインドネシア・エコラベルをはじめとする既存のグリーンラベルのスキームで認証を得た製品を活用する建付けになった。この建付けであれば、調達する側も環境に関する知識が必ずしも必要でなく、グリーンラベルの有無で判断できるようになった。日本もそうだが、どの国でも環境の専門家が不足している状況は同じだと認識した。

インドネシア) マスバランスはどういった製品を対象にしているか。

日本) プラスチック関連の基準に導入していく予定で、容器包装の基準から導入する方針である。

インドネシア) マスバランス方式を導入する目的とは何か。トウモロコシやキャッサバから作られたプラスチックは、コンポストとして生分解が進んで分解されるが、樹脂から作られたプラスチックは分解に時間がかかるため、バイオマス原料由来でコンポスト可能であれば土に戻せるのではないかと質問した。

日本) バイオマスプラスチックを増やすことが目的の一つである。

### (3) 決定事項・今後の進め方

< 質疑応答 >

インドネシア) 次回会議について、2023年の1月もしくは2月に再度会議を行うということは、2023年での協力について協議するということでよいか。

日本) そのとおりである。日本の会計年度では2022年度は3月までで、2023年度の技術協力をどう進めていくか具体的な内容等を次回に議論したい。

- 次回の会議を2023年1月もしくは2月に実施する。日程調整は後日行う。
- 次回の会議では、2023年度の技術協力の内容やプロセスについて協議する。



会議の様子((公財)日本環境協会会議室)

## 2) MOEF との第二回オンライン会議

[日時]	2023年2月1日(水) 15:00~16:30 (13:00~14:30 ※ジャカルタ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Ms. Nurmayanti (Susy) (Agency for Standardization of Environment and Forestry Instruments of the Ministry of Environment &amp; Forestry (MOEF))</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境省大臣官房環境経済課 環境専門調査員 阿邊 雄</li> <li>• 同 環境専門調査員 二宮 弘道</li> <li>• 同 製品対策・グリーン契約推進係長 藤田 実咲</li> <li>• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li> <li>• 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸</li> </ul>
言語	日-インドネシア語逐次通訳

### (1) 協議概要

2022年12月6日に開催した第一回日インドネシア会議を踏まえ、次年度に実施を目指す技術協力の具体的な内容及び技術協力を実施するための MOEF 内での事務手続きについて確認する会議を行った。

### (2) 協議内容

#### ①前年度(令和3年度)及び2022年12月6日に実施した日インドネシア会議結果の確認

エコマーク事務局の小林より、以下のとおり、前年度及び2022年12月6日に開催した日インドネシア会議の協議内容が確認された。

<前年度会議にて MOEF が言及した技術協力内容>

- ✓ インドネシア・エコラベルの基準策定支援(建材・資材、サービス分野)
- ✓ 環境ラベルを活用した効率的な GPP 運用の技術支援

<2022年12月6日開催、第一回日インドネシア会議内容>

- ✓ インドネシア及び日本両国のタイプ I 環境ラベル・GPP の直近一年間の最新動向の共有

<質疑応答>

インドネシア) 確認いただいた内容に合意する。特にサービス分野のエコラベル基準の策定、また首都移転が控えていることを背景とした持続可能な首都建設に係る GPP の支援をお願いしたいと考えている。

インドネシア) MOEF にてインドネシア・エコラベルの基準策定に携わっているスタッフについて補足したい。以前に研究開発の部門を担当していたスタッフが新たに担当となったため、人材育成について課題があると考えており、その点の支援も検討できるとよい。

## ②次年度以降の技術協力に向けて

エコマーク事務局の小林より、コロナウイルス感染症をはじめ様々な外的要因により技術協力の予算の削減が余儀なくされ、インドネシアに渡航した支援をはじめ、MOEF が要望するすべての技術協力を実施することが困難になったことが報告された。また、日本側の提案として、そのような状況を踏まえたうえで次年度に実行可能な技術協力は、1品目の基準原案の策定支援が現実的ではないかと打診した。

### <質疑応答>

インドネシア) 物品を対象としたエコラベル基準の策定については、MOEF でも知見がある一方、サービス分野の基準については経験がないため、支援いただけるのであればサービス分野の基準策定を検討いただきたい。

日本) サービス分野の具体的な品目は何か。

インドネシア) オフィス内の清掃サービスなど、オフィス内におけるサービスについて基準を策定できればと考えている。なぜなら、エコラベルの基準が制定されれば、GPP にもその基準を適用できるような形にしたいと考えているからである。

日本) エコラベル、もしくは GPP どちらの基準を意図しているか。

インドネシア) 例えば、コピー用紙のエコラベル基準はすでに制定されており、エコラベルを取得している製品は GPP の調達対象となっている。一方で、清掃サービスや廃棄物処理は基準がなく、そういった分野に取り組めるとよい。現在、インドネシアの GPP はインドネシア・エコラベル基準を GPP に活用するという仕組みになっているため、清掃サービスなどのエコラベル基準を策定し、GPP に活用したいという狙いがある。第一希望としては、インドネシア・エコラベルのオフィス内での清掃サービス、もしくは分別・リサイクル等を含む廃棄物処理の基準策定をお願いしたい。

日本) 来年度の作業時間を考慮すると、基準原案を作成するまでが現実的な作業内容であるが、MOEF が考えている制定までのタイムスケジュールなどはあるか。

インドネシア) 現時点では、いつまでに制定したいという目標時期は設定していない。段階を経ながら、順次、日本側と相談して進めていきたい。基準原案を作成するために重要なことは、現状分析である。一足飛びに基準策定を目指すのではなく、現状を把握したうえで、どのような指標が必要か分析し、基準原案を作成していけるとよい。

日本) 清掃サービスと廃棄物処理の基準策定を希望したいとのことだが、これは別々の基準を策定したいという理解でよいか。日本では、清掃サービスと廃棄物処理を一つの基準として策定することができない。

インドネシア) 詳細を理解できていないわけではないが、オフィスビル内である程度分別されている廃棄物を収集する企業がいくつかある。そして、彼らは収集した廃棄物はさらに細かく分別し、リサイクルなどを行う。インドネシアでは、ごみ銀行という仕組みが盛んに行われており、そのような組織に分別した廃棄物を売却したり、工芸品の材料に使用して価値を作り出すことを行っている。ごみ銀行とは、銀行の通帳のようにポイントが蓄積される仕組みで

ある。これは個人でも法人でも構わない。廃棄物を収集する会社についての基準を策定するほか、廃棄物処理の基準も策定できれば、将来的にごみ銀行に関する基準も作れる可能性はある。

日本) GPP にエコラベル基準を活用する場合、省庁などの政府等の公的機関と契約する事業者でないと意味がないと思うが、どのような契約関係になるのか。

インドネシア) どの段階までの企業が対象となるかわからないが、政府機関のオフィスビルが契約している廃棄物の収集企業は小さい企業もある。廃棄物を収集する企業と契約している。GPP は政府機関のオフィスビルが対象となるだろうが、GPP としてエコラベル基準が活用されることで、民間のオフィスビルにも導入が拡大することを期待している。

インドネシア) 日本では市民の環境意識が高いことから分別が行われていると認識しているが、インドネシアではその人口の多さからか分別意識が低い。周知活動は様々なところで行われているが、いまだに様々な種類の素材が混ざって廃棄されている。日本ではどうやって市民の分別意識を高めているのか。

日本) 日本では約 40 年前から分別が本格的に開始されたと記憶しているが、まずは各地域のごみ捨て場単位で分別に関する周知が行われ、市民はそれに従って排出してきた。最初は、燃えるごみと燃えないごみの 2 種類の分別から始まり、リサイクルシステムの多様化・高度化に伴い、分別種類を少しずつ増やしながらか、分別ルールが厳しくなっていく。このように長い時間をかけて、分別意識が醸成されていった。

日本) 廃棄物処理に関する基準策定は非常に難しい。次年度は実際に技術協力の作業をスタートしたいと考えており、日本でも知見がある清掃サービスを前提にどこまで作業を行えるか検討し、来年度に改めて MOEF に報告したい。

インドネシア) オフィスビルの清掃サービスの基準策定を検討していただき、基準が策定されれば、オフィスビル以外にもショッピングモールなどにも基準の展開が想定されるため、ぜひお願いしたい。

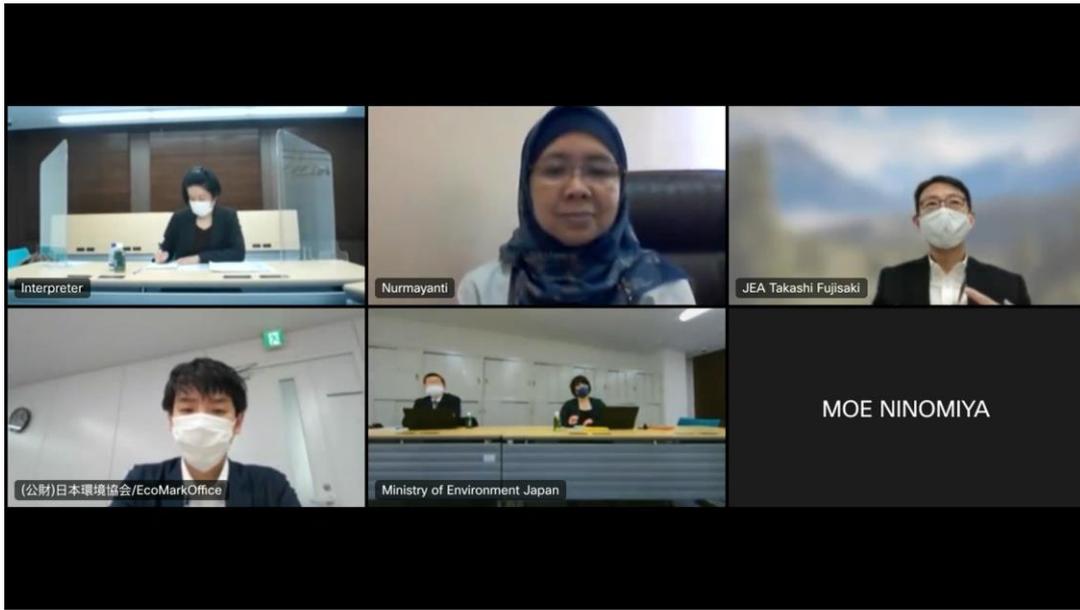
日本) 次に、技術協力の進め方について確認したい。以前、技術協力開始前に技術協力に関する依頼文書の作成・提出が必要ということであったが、その点については変更ないか。

インドネシア) そのとおりである。依頼文書が必要で、どういう技術協力が行われるかなどの記載も求められる。ただし、あまり詳細の記述は必要ないため、「エコラベルの基準策定の協力」程度の内容を盛り込んでもらえればよいだろう。この依頼文書の内容についても次年度の早い段階から双方で連絡を取って、作成していけるとよい。

インドネシア) 今回の会議結果や今後の進め方については、所属部署や上長にも共有する。

### (3) 決定事項・今後の進め方

- 清掃サービスの基準策定を基本軸に日本側で支援内容を検討し、次年度に MOEF に報告する。
- 技術協力に関する依頼文書については、適宜、MOEF とエコマークで情報交換しながら早期の作成・提出を目指す。



会議の様子((公財)日本環境協会会議室)

### 2-2-3 今後の展開

本年度は、インドネシアのタイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル」及び GPP 制度において中心的な役割を担っている MOEF とオンライン会議を開催し、両制度における直近 1 年間の進捗状況について確認したほか、次年度以降の本格的な技術協力開始を見据えた具体的な支援内容と進め方について協議を行った。

インドネシア・エコラベルと GPP については、具体的な進捗は特段みられなかったが、MOEF 環境林業標準化庁(BSILHK)内の組織改編があり、インドネシア・エコラベルの運営体制に変化があった。特に基準策定に係るスタッフが一新され、知見の蓄積が急務となり、インドネシア側からは基準策定に係る能力開発についても支援をお願いしたい意向が寄せられた。その技術協力の具体的な内容については、上述の基準策定の能力開発のほか、前年度と同様にインドネシア・エコラベルの基準策定支援(建材・資材、サービス分野)、環境ラベルを活用した効率的な GPP 制度の運用に係る技術支援を希望した。

日インドネシア会議では、インドネシアが要望する技術支援を日本側が全て実施することは予算的にも時間的にも困難であることを前提に、インドネシア側が抱える課題と実現可能性を踏まえて、2023 年度から実施を目指す具体的な技術協力の内容について協議を行った。インドネシア側からは、MOEF として首都移転に向けた持続可能な首都建設を目標と掲げ、スマートシティの実現を目指しグリーンサービスの普及に取り組みたい方針であることが示された。そこで、その方針を踏まえてサービス分野の基準策定支援を第一希望とし、具体的にはオフィス内の清掃サービスの基準策定支援が要望された。この清掃サービスのインドネシア・エコラベル基準の制定を契機に、GPP の対象品目としての活用を図るとともに、GPP として公的機関が同基準を参考に調達を進めることで、将来的な民間部門への活用拡大についても期待したいとその展望を述べた。また、技術協力の実施に向けて MOEF 内での事務手続きが必要となり、日本側より技術協力に関する依頼文書を作成・送付することを確認した。その内容については、次年度の事業開始をまたずとも双方で意見交換を行いながら作成し、技術協力開始に向けた準備を適宜協力していく旨も示された。

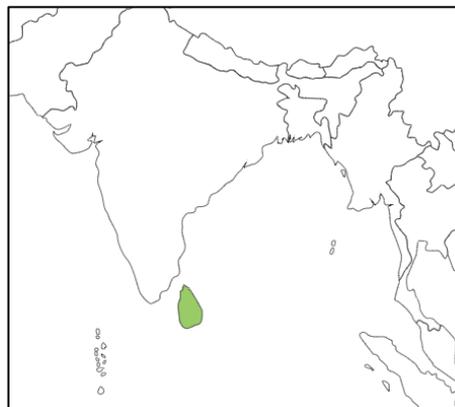
今年度のオンライン会議では、次年度以降の技術協力の本格実施を目指し、インドネシア側で希望する技術協力の具体的な内容とその事務手続きの進め方について確認を行った。インドネシアからは、オフィス内の清掃サービスの基準策定について優先的な支援を依頼する意向があり、日本側で検討のうえ、2023 年度の事業開始を目指して、意見交換を継続していくこととなった。

## 2-3. スリランカのグリーン公共調達制度等に対する技術支援

### 2-3-1 スリランカの概要

#### 1) 基礎データ

スリランカ(旧称セイロン)は、インド南部のインド洋に浮かぶ島国であり、面積は日本の北海道の8割ほどの大きさである。熱帯地域に位置し、年間平均気温は27℃前後でほぼ一定で、年間を通して高温多湿である。



国際通貨基金(IMF)の統計では、2019年の一人当たりの名目GDPが約3,850ドルで、南アジアでもモルディブに次いで第2位となっている。19世紀からイギリスの植民地として、天然ゴムや紅茶などのプランテーション経済が発達した影響で、いまだにこれらの作物の生産・輸出は同国経済の主要産業であるほか、繊維業、観光業などがスリランカ経済の重要な位置づけを占めている。2009年の国内紛争終了後、経済活動が活性化するにつれ経済成長率も上昇し、2012年に過去最高となる9.1%を記録した以降、減少傾向に転ずるものの、2019年までの過去10年間の平均成長率は5.2%と持続的な経済成長を続けている。2020年は世界の多くの国と同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受け-3.4%とマイナス成長を記録したものの、2021年は3.3%とプラスに転じた。しかし、国内の政情不安やウクライナでの戦争を端緒とする世界的なインフレの影響を大きく受け、2022年10月時点でのIMFの推計では2022年の成長率が-8.69%と推計され、再びマイナスにシフトすることによる経済への影響が懸念されている。

日本とスリランカは、貿易、経済・技術協力を中心に良好な関係が続いており、日本国外務省によると、貿易額は約666億円(2021年)で、日本はスリランカにとって重要な貿易相手国(輸入は第7位、輸出は第11位)として位置付けられている。日本からの輸出金額は355億円で、自動車、一般機械、電気機器、織物用糸及び繊維製品、プラスチックなどが主要輸出品目となっている。一方、日本の輸入額は311億円で、紅茶、衣類及び同付属品、魚介類(まぐろ、えび等)、植物性原材料などが主要品目として挙げられている。

表2-3-1. スリランカ基礎データ

国名	スリランカ民主社会主義共和国	首都	スリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ
面積	6万5,610平方キロメートル	人口	約2,216万人(2021年)
対日輸入額	355億円(2021年)(自動車、一般機械、電気機器など)	言語	公用語(シンハラ語、タミル語)、連結語(英語)
GDP	845億米ドル(2021年)	経済成長率	3.3%(2021年)
経済概況	(1) スリランカ経済は、紛争の終結による復興需要や経済活動の活性化等によって、2012年に過去最高となる9.1%の経済成長を達成し、2018年には観		

	<p>光客数が 233 万人に達するなど、その後も 3～5%前後で安定的に推移した。2019 年には経済成長率は同年に発生した連続爆破テロ事件等の影響もあり、0.2%のマイナス成長となった。2020 年は新型コロナウイルス感染症拡大による度重なる外出禁止令の発令による経済活動の停滞や観光客の大幅な減少(前年比 73.5%減)、海外労働者送金の減少等により、3.5%のマイナス成長となった。2021 年には反動で 3.3%成長となったものの観光客数は伸び悩み、前年比 62%減の 19 万人にとどまった。</p> <p>(2) 慢性的な貿易赤字及び財政赤字を背景として外貨流出が続く中、外貨流出防止を狙いとした輸入規制の導入により、食料・燃料等の生活必需品の不足と物価上昇が急激に進行した。特に燃料の不足は、長時間の計画停電や生産活動の停滞につながった。2022 年 3 月に中央銀行が変動相場制への移行を発表して以降、ルピー安が急激に進行したことで輸入品価格の上昇に拍車がかかり、2022 年 9 月の全国消費者物価指数は前年同月比で 73.7% (食品は 85.8%、非食品は 62.8%)の上昇率を記録し、現行の統計基準において過去最高となった。</p> <p>(3) 財政面では、2019 年の連続爆破テロ事件による経済活動停滞に伴う歳入減少や補助金支出増加によりプライマリーバランスの赤字が大幅に拡大する中、同年末の大幅減税による歳入減少により、2021 年の歳入の対 GDP 比は世界的にも低い水準となった。また、紛争終結後のインフラ需要を賄う過程で対外債務が拡大したが、債務返済に必要な税収や外貨が確保できず、債務の持続可能性が損なわれ、4月12日、スリランカ財務省が IMF による経済調整プログラムに沿った債務再編が行われるまでの間、対外債務の支払いを一時的に停止する措置を発表するに至った。翌月 18 日には、7,800 万米ドル相当の長期外貨建て国債の利払いの猶予期限を迎え、スリランカで初のソブリン債のデフォルトに陥った。</p> <p>(4) スリランカ政府は、足下のインフレ対策や食料・燃料等の必需品の確保に加え、2023 年予算の編成、国有企業改革、債務再編等に取り組んでいる。IMF との関係では、協議の結果、9月1日、48 か月間で 29 億米ドル相当の拡大信用供与措置(EFF)についてスタッフレベル合意に達し、同合意の IMF 理事会の承認に向けて取り組んでいる。</p>
--	---

出典：外務省-スリランカ民主社会主義共和国基礎データ(令和4年11月4日現在)(令和5年2月17日最終閲覧)

## 2) スリランカのタイプ I 環境ラベル

### (1) エコラベル・スリランカの概要

スリランカのタイプ I 環境ラベル「エコラベル・スリランカ」は、非営利法人である National Cleaner Production Centre(NCPC) スリランカ<sup>38</sup>が運営している。このエコラベル・スリランカ制度は、UNEP(国連環境計画)が主導する持続可能な開発を促進する国際パートナーシッププログラム「One Planet Network (旧称 10YFP)」の採択プログラムである Consumer Information プログラムの支援プロジェクトに公募し、採用されたことで 2017 年から検討が開始された。2020 年には、GEN に準会員として加盟し、2021 年 1 月に「乳製



エコラベル・スリランカ(タイプ I 環境ラベル)

<sup>38</sup> <https://www.ncpcsrilanka.org/>

品」基準の制定をもって、正式に制度が開始された。同年7月には「紅茶」基準、同年9月には「建設分野向け化学物質及び製品」(塗料、鋼、セメントなど)基準が制定され、8月には乳製品、10月には紅茶基準の初めての認証製品が誕生した。2022年11月現在で150以上の製品が認証されている。また、2021年のGEN年次総会にて、正会員として承認された。今後、主要産業の一つである天然ゴムに着目し、タイヤなどのゴム製品のほか、繊維製品の基準開発を検討している。

運営機関であるNCPCスリランカは、UNEP-UNIDO(国際連合工業開発機関)クリーナープロダクション<sup>39</sup>プログラムのもと、2002年にUNIDOによって設立され、最初の13年間はUNIDOからの資金援助のもと運営された。その後、セイロン全国工業会議所(Ceylon National Chamber of Industries (CNCI))及び全国輸出事業者商工会議所(National Chamber of Exporters (NCE))の支援のもと、NCPCスリランカは非営利法人化され、現在では環境ラベル制度のほかに、クリーナープロダクション実現に向けたコンサルティングサービス、各種環境規格の認定、環境に資する人材の育成事業など環境をキーワードとして事業を展開している。また、Sri Lanka Accreditation Board (SLAB)によって要員認証機関の認定規格であるISO17024の認定も受けている。NCPCスリランカは、政府から独立した機関であるものの、理事会には産業省や環境省などの政府機関のほか、モラトゥワ大学、セイロン全国工業会議所、全国輸出事業者商工会議所などの代表者が指名され、ガバナンスが構築されている。

---

<sup>39</sup> 製品の製造工程において、人や環境へのリスクを低減することを目指し、継続的に資源消費量の削減や環境を汚染する廃棄物の発生を抑制する生産技術の考え方。

## (2) 認証プロセス

エコラベル・スリランカの製品認証プロセスは以下のとおりである。

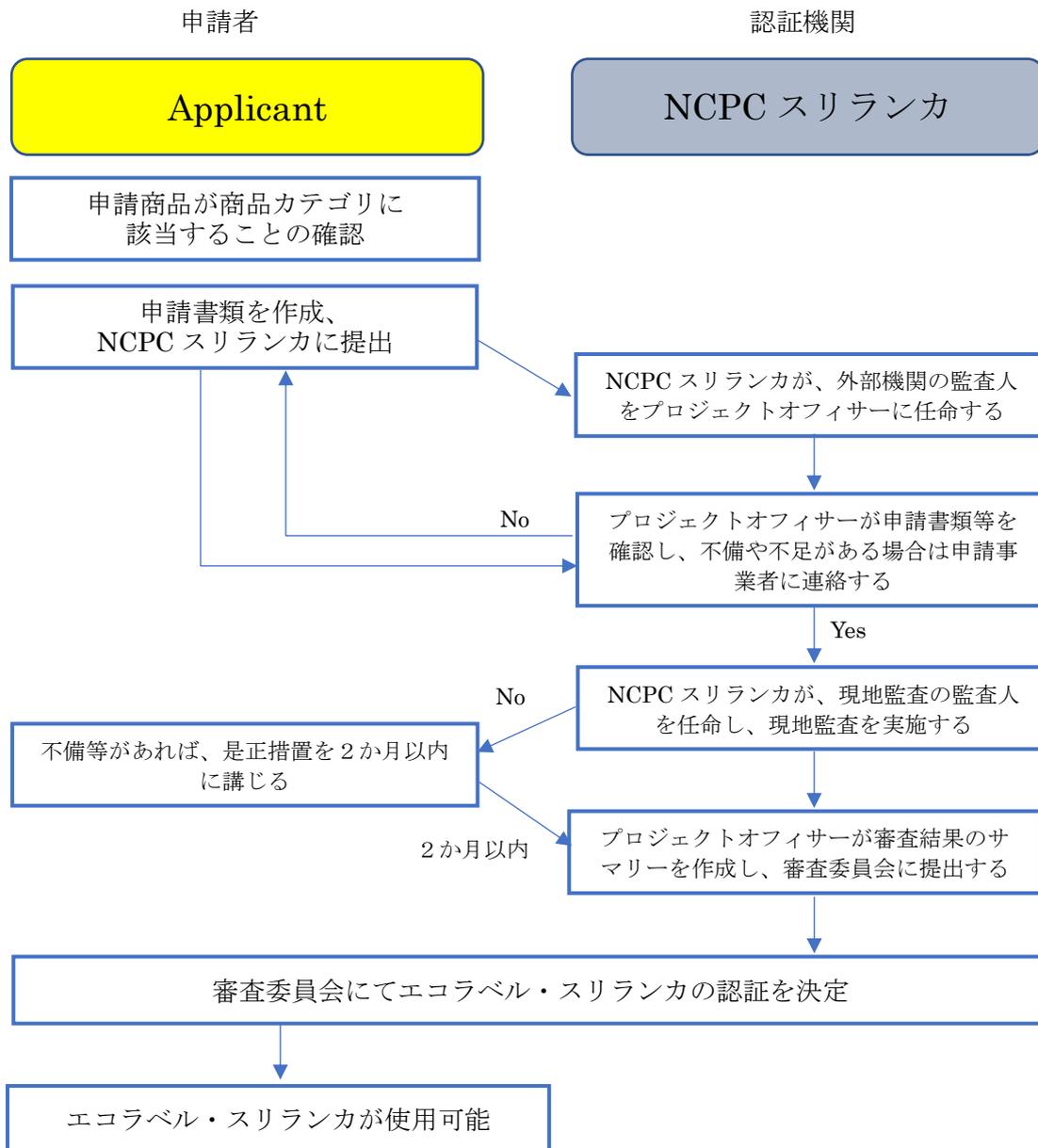


図 2-3-1. エコラベル・スリランカ認証プロセス

## (3) 申請手続きの詳細

### ① 認証基準

最初のステップとして、申請検討商品に関する認証基準が存在するかどうかを確認する必要がある。認証基準書や申請書、各種規定等は NCPC スリランカのエコラベル・スリランカページ<sup>40</sup>で確認することができる。

<sup>40</sup> <https://www.ncpcsrilanka.org/eco-labeling/>

## ②申請書

エコラベル・スリランカの認証登録申請に必要な書類は下記のとおりである。申請に当たっては法令順守が求められる。

1. 申請書(FM-EL-01)
2. 申込者情報登録書(FM-EL-02)
3. 申請製品の認証基準の証明に関する書類及び補足資料
  - 申請事業者のビジネスライセンスと登録証明書の両方またはいずれか一方
  - 製造事業者の代わりに認証審査を受ける製品の申請委任状(製造事業者の代わりに事業者が申請する場合)：1通
  - 製造、包装、回収、生産地に関する情報も含めた申請事業者の企業概要を示した書類：1通
  - 事業所の所在地を示した書類：1通
  - 現地監査報告書及び当地の環境推薦書
  - 製造事業者からの認定基準適合宣言書：1通
  - 製品概要書及び写真
  - 製品の仕様(図面、材料、部品、仕上げ、性能特性、使用するラベル、使用／設置方法、製品の見本など)を示した書類：1通
  - 製品の製造工程と包装の詳細、及び製造工程のフローチャート：1通
  - 関連する規則及び手順に従った製品ラベル表示の詳細：1通
  - NCPC スリランカが発行した、特定の製品にエコラベルを使用するための許可証の写し、または製品の適合性に関する会社の宣言書(ある場合)
  - 12か月未満に実施した試験結果や技術レポート、認証書、もしくはいずれか一つ
  - 申請料の支払い

### 【申請書の提出先】

66/1, Dewala Road, Nugegoda, Sri Lanka E-mail : arjeewaniupendra@gmail.com 電話: (94) 76 3162 454 電話 : (94) 112 822 272 Fax: (94) 112 822 274
---

## ③認証審査

認証審査の責任機関は NCPC スリランカであるが、審査に係る一連のやり取りは NCPC スリランカがプロジェクトオフィサーとして任命する外部機関の専門家が行う。また、現地監査についても同様に外部機関に委託して行われるが、NCPC スリランカ職員が関わることもあり、申請事業者との日程調整は NCPC スリランカが行う。現地監査チームは、手順に従い認証基準との適合状況を提出申請書類とともにチェックし、評価レポートは申請事業者にも共有される。認証基準に係る不備等が指摘された場合は、申請事業者は2か月以内に是正措置を講じることが求めら

れる。ただし、NCPC スリランカとの協議によって、その是正期間は最大6か月まで延長可能となっている。プロジェクトオフィサーは、現地監査の評価レポートの結果を受けて、申請製品に関する適合状況をまとめたサマリーを作成し、そのサマリーが審査委員会で諮られ、適合と判断されれば認証となる。また、認証の有効期間は3年間である。

#### ④認証期間の更新(再審査)

エコラベル・スリランカの再審査の手続きは、最初の認証取得時と同じである。申請書(FM-EL-01)及び申込者情報登録書(FM-EL-02)とともに申請製品の認証基準の証明に関する書類及び補足資料の提出が必要である。

再審査の申請は、原則、認証期間が終了する4か月前までにその意向を示さなければならない。認証の有効期限1か月前までに更新申請がなされない場合、更新意思がないと判断され、認証書に記載された有効期限をもって認証が失効することとなる。

#### ⑤定期報告及び監査

NCPC スリランカは、認証製品を有するすべての企業に対して1年に一度、年次調査を実施する。認証製品を保有する事業者が、認証基準の基準要件への適合を確認・管理しているかをチェックするものである。NCPC スリランカより任命されたプロジェクトオフィサーから、年次調査実施3か月前までに訪問日調整の連絡があり、年次調査の内容は認証取得時の現地監査に近いものとなっている。

### (4) 料金

※1 LKR = 0.37 円 2023年2月17日現在

#### ① 申請料

- ✓ 申請料 : LKR 50,000 (約 18,000 円)
- ✓ 既認証商品への追加料 : LKR 30,000 (約 11,000 円)

② 審査料 : LKR 15,000 /人日 (約 5,500 円) ※監査員の交通費、必要に応じて発生する宿泊費等の費用は別途請求

③ 年間使用料 : LKR 190,000 (約 7,500 円)

④ 年次調査料 : LKR 15,000 /人日 (約 5,500 円) ※監査員の交通費、必要に応じて発生する宿泊費等の費用は別途請求

⑤ 再審査料 : LKR 15,000 /人日 (約 5,500 円) ※監査員の交通費、必要に応じて発生する宿泊費等の費用は別途請求

⑥ 認証書発行料(2枚目より) LKR 5,000 (約 1,800 円)

### 3) スリランカ GPP

#### (1) GPP 制度概要

表 2-3-2. スリランカ GPP 状況

GPP 規定法規	• 国家調達ポリシー(2023年公表見込み)
----------	------------------------

	• 調達ガイドライン 2019 (未承認)		
所管官庁	スリランカ環境省 *公共調達の所管はスリランカ財務省	GPP 義務・推奨	義務(見込み)
対象品目の設定	なし	GPP 基準	なし
環境ラベルの活用	活用見込み	活用環境ラベル名	不明
WTO 加盟	加盟(1995 年)	WTO GPA	オブザーバー国

スリランカにおいて GPP や持続可能な公共調達(Sustainable Public Procurement: SPP)を規定する法律や規則はないものの、スリランカ環境省及びスリランカ財務省の主導で「国家グリーン調達ポリシー」の策定が進められている。2022 年 1 月 15 日までパブリックコメント募集のためドラフトが公開され、2022 年中の制定が期待されていたものの、インフレによる経済危機や政治的な混乱が重なった影響からか、2023 年 2 月時点では未だ制定は確認されていない。しかし、2023 年 2 月に NCPC スリランカ主催で開催されたイベントにて、スリランカ環境省担当者より同ポリシーが内閣にて承認されたとの発言があり、2023 年上期までの公表が期待される。また、GPP 制度への環境ラベル活用の重要性にも強く言及するとともに、NCPC スリランカが運営するエコラベル・スリランカに大きな期待を寄せていた。そして、この国家調達ポリシーでは、省庁などの中央政府のほか地方政府、政府関連組織を含むすべての公的機関に、このポリシーを採用することが義務づけられる方針である。スリランカ環境省及び財務省が GPP 導入に向けた主要官庁としての役割を担い、スリランカ環境省内に GPP 導入に係る事務局が設置されたほか、スリランカ環境省は後述するエコラベルフレームワークを主導する役割を担う。一方、公共調達を所管しているスリランカ財務省は、この国家グリーン調達ポリシーを各種調達ガイドラインに反映させることが求められている。

一方、公共調達の一般規則を定める法規もスリランカでは定められていないが、スリランカ財務省が公表している調達ガイドラインや調達マニュアルが実質的な法的拘束力を有したうえで公共調達が行われている。2023 年 2 月現在、スリランカの公共調達規則のベースとなっているのは、2006 年にスリランカ財務省から公布された「物品、役務における調達ガイドライン<sup>41)</sup>」と、その下位文書にあたる具体的な手続きを記した「調達マニュアル 2006<sup>42)</sup>」である。そして、この調達ガイドラインを差し替えるものとして、国家調達委員会(2020 年解散)が主導し、スリランカ財務省から「調達ガイドライン 2019<sup>43)</sup>」が 2019 年 10 月に公表されたが、議会の承認を得られず、施行に至っていない。なお、この調達がガイドライン 2019 では、GPP の推進とともに環境ラベルの活用が盛り込まれていることが大きな特徴となっている。さらに、調達ガイドラインの下位文書である調達マニュアル 2006 の改定版「物品、役務、サービス及び情報システムに関する調達マニュアル 2018(調達マニュアル 2018)<sup>44)</sup>」も公表されているものの、前述のとおり、調達ガイドラ

<sup>41)</sup> <https://www.treasury.gov.lk/api/file/f91cd0e0-6dab-44d4-b9b7-2c5652ed3390>

<sup>42)</sup> <https://www.treasury.gov.lk/api/file/a4b1de27-1848-409b-9551-14df3e441533>

<sup>43)</sup> [http://www.documents.gov.lk/files/egz/2019/10/2144-68\\_E.pdf?fbclid=IwAR2D8v8P4TxwF\\_mysEewuSDo17C4AA-7Tli14YX6RPu-uE00XcfXqy30S4U](http://www.documents.gov.lk/files/egz/2019/10/2144-68_E.pdf?fbclid=IwAR2D8v8P4TxwF_mysEewuSDo17C4AA-7Tli14YX6RPu-uE00XcfXqy30S4U)

<sup>44)</sup> <https://pdf4pro.com/fullscreen/procurement-manual-201-8-nprocom-gov-lk-5bb4e3.html>

イン 2019 が議会未承認となったままであるため、その実効性は不明となっている。この調達マニュアル 2018 には、GPP 基準策定の優先品目及び基準内容の指針が示されており、GPP 基準の策定は省庁間専門委員会(Interagency expert committee on Green Public Procurement (IAEC – GP))が担うこととなっている。

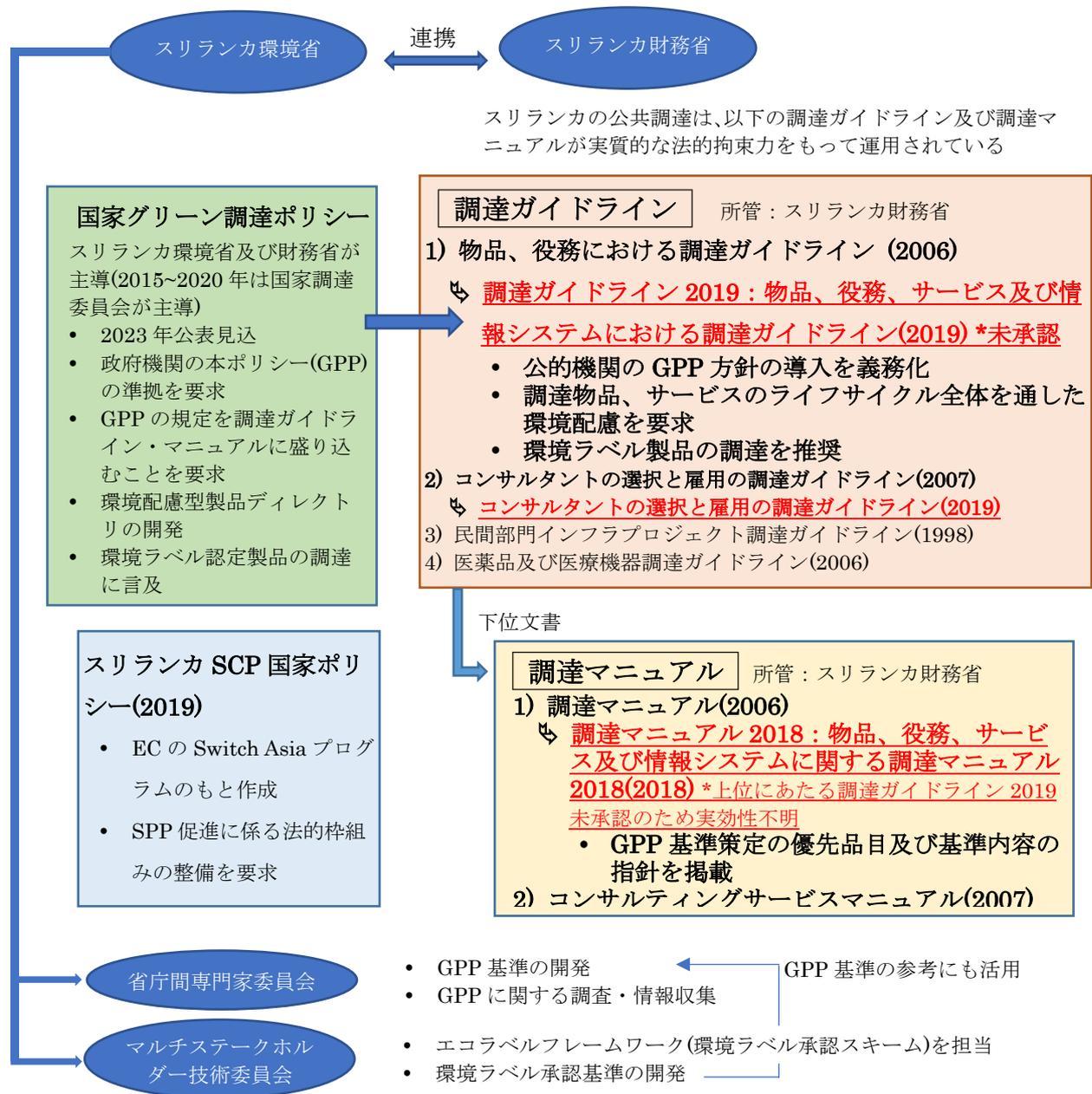


図 2-3-2. スリランカの公共調達の法的枠組み

## (2) GPP に活用される環境ラベル

スリランカ環境省では、市場に存在している環境ラベルや認証制度を GPP に活用し、調達担当者がより容易に環境配慮型製品・サービスを調達できるよう、信頼性の高い制度の承認スキーム(またはエコラベルフレームワーク)の構築を進めている。その一環でマルチステークホルダー

技術委員会(Multi-Stakeholder Technical Committee: MSTC)が組織され、エコラベルフレームワークに係る実務を担当することとなっている。2021年10月現在、市場調査を実施している段階で、既存の環境ラベル等の認証制度の制度や基準に関する情報収集に努めており、この調査結果をもとに本スキームに承認されるための基準が策定される。また、この基準がGPP基準策定の参考にもされる見込みである。本スキームへの承認を希望する各制度の担当者は、申請書を担当の評価及びモニタリング委員会(EMC)に提出し、基準に適合すると判断された制度にはレコメンデーションが与えられる。その後、そのレコメンデーションをもとに環境省から承認が付与され、承認となった制度の認証製品はデータベースに掲載されることとなる。そして、調達担当者はこのデータベースに掲載されている商品を調達することで、容易に環境配慮型製品を特定できるようになることが期待されている。

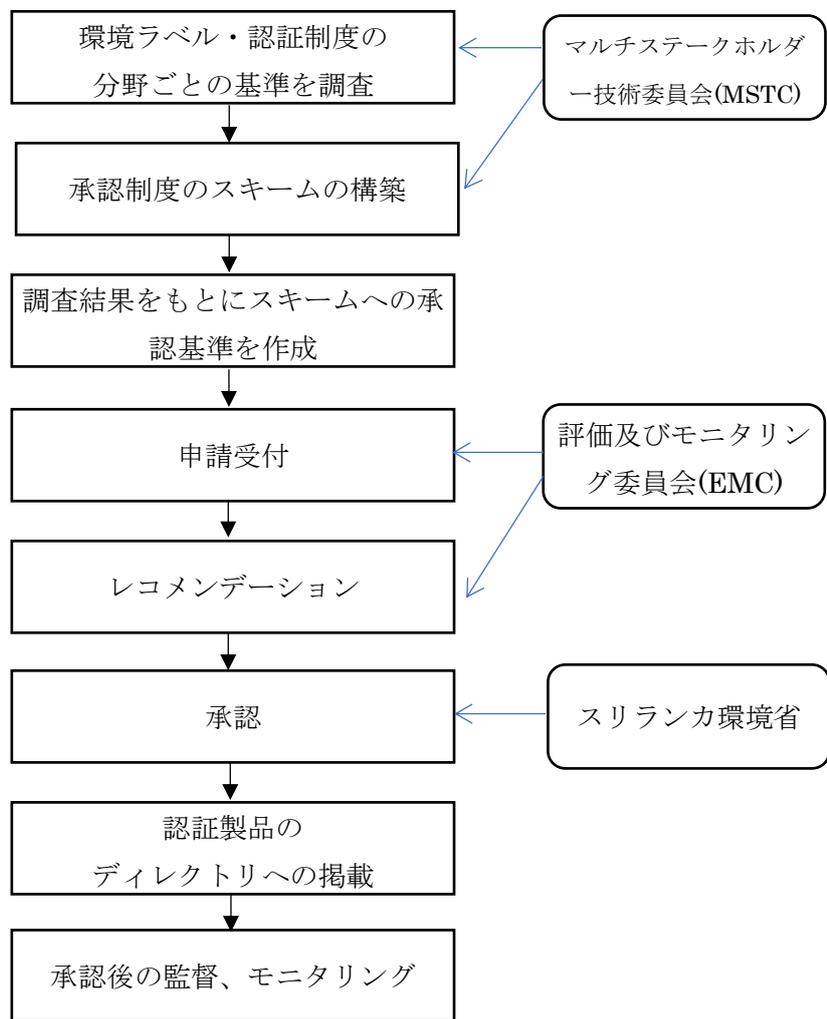


図 2-3-3 : 環境ラベル等認証制度の承認スキーム

## 2-3-2 オンライン会議

### 1) NCPCLスリランカとの第一回オンライン会議

[日時]	2022年11月11日(金) 13:30~15:10、(10:00~11:40 ※コロンボ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none"><li>• Mr. Gamini Gunasekara (Chairman, NCPCL Sri Lanka)</li><li>• Eng. Samantha Kumarasena (CEO, NCPCL Sri Lanka)</li><li>• Ms. Upendra Arjeewani (Senior RECP Expert, NCPCL Sri Lanka)</li></ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"><li>• 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 田中 裕涼</li><li>• 同 環境専門調査員 阿邊 雄</li><li>• 同 環境専門調査員 二宮 弘道</li><li>• 同 製品対策・グリーン契約推進係長 藤田 実咲</li><li>• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li><li>• 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸</li></ul>
言語	日-英語逐次通訳

#### (1) 協議概要

2021年度の同事業にて、新規グリーン公共調達支援国としてスリランカを選定し、スリランカのタイプI環境ラベル「エコラベル・スリランカ」を運営するNCPCLスリランカと技術協力の実施可能性について協議するキックオフミーティングを行った。今年度の協議は、2021年度の同会議にてスリランカ側より提案のあった技術協力について、今年度及び来年度での実施可能性の把握と、技術協力の取組開始に向けた意見交換を主眼に行った。

#### (2) 協議内容

##### ①日本のグリーン公共調達制度、エコマーク制度の最新動向

エコマーク事務局より、日本のGPPと環境ラベル制度の直近一年間の進捗について説明した。エコマーク制度については、新規制定した基準及び今後策定を予定している基準について概要を紹介したほか、最新の取組として本年9月に取組方針を公表した「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック(マスバランス方式)」について触れた。日本のGPP制度については、改めて日本の法的枠組みや運用方法に触れるとともに、実効性を高める施策の一つとして、一部の品目であるものの、判断の基準の選択要件の一つとして「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」が盛り込まれたことについて紹介した。

##### ②スリランカのグリーン公共調達制度、環境ラベル制度の最新動向

NCPCLスリランカのCEOであるEng. Samantha Kumarasenaより、エコラベル・スリランカ制度の進捗について説明がなされた。主な内容は以下のとおりである。なお、2021年度の同会議で発表された内容と同一のものについては割愛する。

- NCPC スリランカは、UNIDO 及び UNEP によって主導されている国際ネットワーク「The Global Network for Resource Efficient and Cleaner Production (RECPnet)」のメンバーで、また UNIDO のクリーナープロダクションの国際ネットワークである The National Cleaner Production Centres (NCPCs) に参画している 52 メンバーの一つである。
- エコラベル・スリランカは、スリランカ国内最初のグリーン製品認証制度であり、スリランカで最も成功し、影響力の大きいタイプ I 環境ラベルである。
- GEN のネットワークを通して、日本のエコマークに代表される実績のある機関から技術支援を受けつつ、ISO14024 に則った製品のライフサイクルに着目した制度である。
- 基準は政府機関や産業界、学术界の専門家で構成される独立した運営審議会でも厳しく審議され、承認される。
- 現在、農業分野として乳製品、紅茶、建設分野向け化学物質及び製品(塗料、鋼、セメントなど)の3つのカテゴリにおいて基準が制定され、150 以上の認証製品がある。
- エコラベル・スリランカのスキームは、ISO17065 に従って運営されている。
- 乳製品の認証状況について、Rich Life Dairies が認証を取得した初めての会社で、同ブランドのもと約 20 製品にエコラベル・スリランカが付けられている。
- 紅茶については、Horana Plantation PLC が最初に認証を取得した会社で、約 15 のセイロン茶の製品にエコラベル・スリランカが使用されている。
- 直近の進展として、建設分野向け化学物質と製品の基準策定が挙げられる。本基準の制定は、UNEP が主導するプロジェクト「Global Best Practices On Emerging Chemical Policy Issues Of Concern Under The Strategic Approach To International Chemicals Management (2019-2022)」のもと実施された。認証を取得した主な事業者は、日本ペイントランカが水性塗料を中心に約 80 製品で認証を取得し、Samsons Rajarata Roofings Pvt Ltd がルーフィングタイルや壁・フロアタイル等の粘土製品で約 50 製品で認証を取得している。

#### <質疑応答>

日本) エコラベル・スリランカで今後策定予定の基準はあるか。

→スリランカ) 事業者の要望を踏まえて、繊維、タイヤ等のゴム関連製品の基準の策定を検討している。スリランカでは天然ゴムの生産が盛んで、タイヤなどのゴム製品を輸出していることから、事業者の要望もあり、今後策定を検討していく予定である。また、スリランカでは観光業が最大の収入源となっており、そのことから技術協力でホテル基準の策定支援を日本にお願いしているところである。

日本) 昨年度の会議で、スリランカの GPP を主導しているスリランカ環境省が GPP ポリシーを策定しているとの説明があったが、現在の進捗について教えてほしい。

→スリランカ) GPP ポリシーは、EU の支援プログラムの一つ、2014 年から 2019 年にかけて実施された持続可能な消費と生産(SCP)ポリシーサポートプログラムの一環として策定された。GPP ポリシー案は政府に提出され、2017 年から 2019 年の間に承認された。また、UNEP が資金を拠出したプログラムのもと、エコラベル・

スリランカ制度の立ち上げたプログラムも並行して、NCPC スリランカによって実施された。その後、最終的に GPP ポリシーは環境省が策定したが、GPP の導入を決定する機関は予算配分の権限を持つ財務省であり、その財務省が GPP ポリシーのレビューをしているところである。しかし、コロナ禍や経済危機の影響もあり、財務省はその他の取組を優先せざるを得ず、結果、GPP ポリシーに関する具体的な進展はなく、GPP の導入には至っていない。しかし、環境省としては積極的に推進したいという意向はあるため、どこかの時点で政府が最終的な決断をし、政策の実行に移っていくと思われる。日本のエコマークと GPP のように、スリランカにおいても環境ラベル制度が先にスタートし、GPP 導入後、すぐにエコラベル・スリランカが GPP に活用できるようエコラベル・スリランカの普及に努めたい考えである。

### ③NCPC スリランカより提案された技術協力の取組内容について

昨年度、NCPC スリランカより提案された以下の技術協力の内容について、改めてエコマーク事務局より共有した。

Activity	Timeline
Activity 1 : ホテル、レストラン分野の基準原案の作成	3月/4月 2022
Activity 2 : 基準原案を議論する専門家会議の主導	5月/6月 2022
Activity 3 : 訪スリランカでの活動	6月 2022
Activity 4 : ホテル・レストラン基準をはじめとしたエコラベル・スリランカのプロモーションキャンペーンの実施	9月/10月 2022
Activity 5 : キャパシティビルディング	3月/4月 2022
その他の Activity : エコラベル・スリランカとエコマークの相互認証の推進	1月 2022

スリランカ) ホテルについては特有の基準項目があるかと思われるが、ホテルとレストランの基準は共通する内容も多く、一つの基準として策定できるのではないかと考えている。また、渡航に関する予算が限られているのであれば、オンラインを活用した基準策定を行ってはどうか。例えば、スリランカのホテル事業者とのミーティングを設定し、オンラインでヒアリングを行うなどである。また、相互認証についても積極的に検討したい。紅茶で認証を取得している事業者からも、相互認証を活用して日本に輸出できると嬉しいとの意見もあり、また日本から相互認証を活用してスリランカ市場にアクセスすることもできるだろう。

日本) それでは、今年度の作業期間も限られているので、今年度はホテル・レストラン基準について取り組むことでどうか。ただ、ホテルとレストランのエコマーク基準では共通とできない部分もあり、次回の会議でエコマーク基準について紹介するとともに、スリランカ側

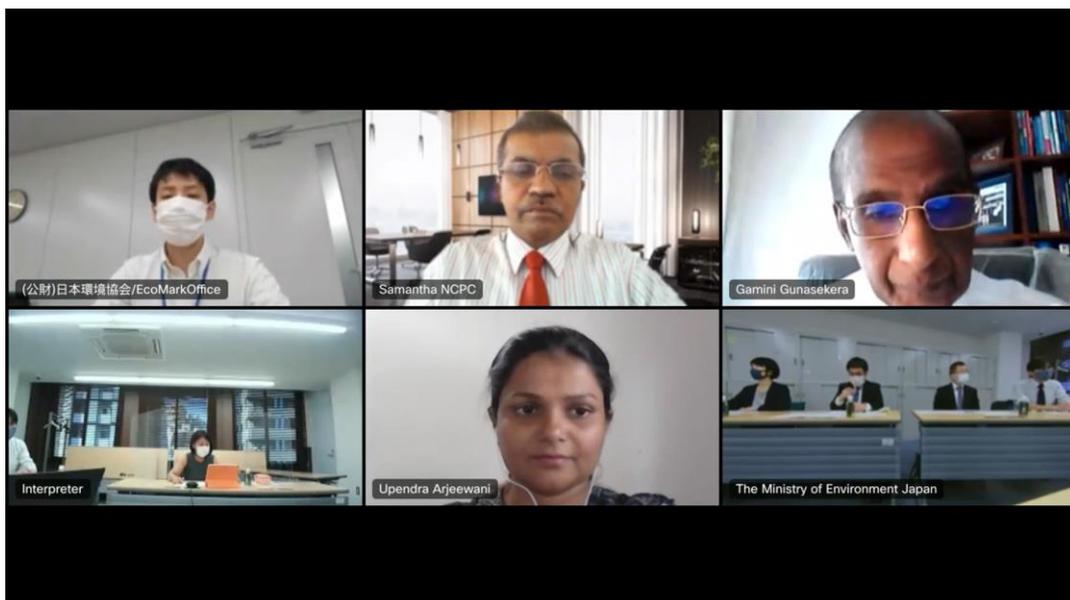
からホテル・レストラン分野の環境に関する取組について知見共有とする機会としたらどうか。

スリランカ) 今年度の活動として、ホテル・レストラン基準の策定に取り組むこと、次回会議は日本の事例を共有いただくことに同意する。2つのカテゴリを一緒にやるのが難しくければ、ホテルから始めることでもよいと思う。また、技術協力の取組内容とタイムラインの表を次回会議までにアップデートする。

### (3) まとめ

次年度以降の技術協力に向けた次回協議の進め方について

- ✓ 次回の会議は、日本よりエコマークのホテル・レストラン基準を紹介し、スリランカからはホテル・レストラン分野のスリランカにおける環境の取組について知見共有する。
- ✓ スリランカは、提案している技術協力の内容をアップデートする。
- ✓ 次回の会議日程の調整は、後日、メールを通して行い、1月の開催を目途に進める。



(公財)日本環境協会/Ec... Samantha NCP Gamini Gunasek... Interpreter Upendra Arjeewani

## Eco Labelling Programme, Sri Lanka

**"ECO LABEL- SRI LANKA"**

Samantha Kumarasena  
Chief Executive Officer  
National Cleaner Production Centre, Sri Lanka

ECO LABEL SRI LANKA GLOBAL ECOLABELLING NETWORK

会議の様子((公財)日本環境協会会議室)

## 2) NCPC スリランカとの第二回オンライン会議

[日時]	2023年1月25日(水) 13:30~15:10、(10:00~11:40 ※コロンボ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none"><li>• Eng. Samantha Kumarasena (CEO, NCPC Sri Lanka)</li><li>• Ms. Upendra Arjeewani (Senior RECP Expert, NCPC Sri Lanka)</li><li>• 環境省大臣官房環境経済課 環境専門調査員 阿邊 雄</li><li>• 同 環境専門調査員 二宮 弘道</li><li>• 同 製品対策・グリーン契約推進係長 藤田 実咲</li><li>• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志</li><li>• 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸</li></ul>
言語	日-英語逐次通訳

### (1) 協議概要

2022年11月11日に実施した第一回日スリランカ会議を踏まえて、次年度以降に実施する見込みのホテル・レストラン基準の策定支援に向けて、日本からはエコマークの当該基準について、スリランカからはスリランカのホテル・レストラン業界における環境配慮の取組について情報交換を行うための第二回日スリランカ会議を開催した。

### (2) 協議内容

#### ①エコマークのホテル・レストラン基準の紹介

エコマーク事務局より、ホテル・レストラン基準についての考え方、具体的な基準内容、評価方法などを紹介した。主な内容は以下のとおりである。

- ホテル・レストラン基準は、全ての基準項目を満たす必要がある製品基準と異なり、必須項目と選択項目から構成されるポイント制を採用している。
- ホテル・レストランの環境配慮の取組は多岐にわたっているため、可能な限り多くの取組を評価することを目的にポイント制を採用した。
- エコマークロゴのほか、評価カテゴリごとにピクトグラムを作成し、より具体的な情報発信を行っている。
- 同じ運用オペレーションを行っている施設は、一度の申請で対応可能。
- 基準項目への適合判断については、原則、実施の有無で判断する(例えば、「その地域で生産された食材を使用する」という基準項目では、1種類でも使用していれば適合と判断する)。
- 提出された書類と現地確認により、基準項目の適合を評価する。
- エコマーク基準がそのままスリランカで運用できるとは考えておらず、エコマーク基準を中心としつつ、スリランカの現状に則した内容となるよう NCPC スリランカや事業者と意見交換を行っていききたい。

< 質疑応答 >

スリランカ) 日本のエコマーク基準は素晴らしく、ホテルがより環境に配慮したホテルになるよう変化を促す基準となっていると感じた。すでに 74 施設が認証を取得しているとのことで、エコマーク認証ホテルは日本でもポピュラーな存在であるという印象で、スリランカの基準を策定するにあたって、ぜひサポートをお願いしたいと改めて認識した。また、日本のエコマークと同じような基準をスリランカでも策定していきたいと考えており、日本のエコマーク基準に則った基準であることを PR することができる。スリランカの基準も日本のホテル基準に追従する形で作っていただけるとよい。

## ②スリランカのホテルにおける環境配慮の取組について

NCPC スリランカよりスリランカのホテルにおける環境配慮の取組について発表があった。主な内容は以下のとおりである。

- ホテル産業は、島国であるスリランカの経済成長をけん引する重要な産業であり、2009 年の内戦終結後、観光客は倍増した。
- さらにスリランカ政府は、2016/2017 年までに 250 万人の観光客を目指すマスタープランを策定していた。
- しかし、2019 年から 2021 年までは新型コロナウイルス感染症の影響で、難しい状況に直面した。
- このような状況だが、スリランカ政府はコロナ前の観光産業に戻そうと行動計画を検討しており、それによって資源、特にエネルギーや水について膨大な負担が生じることが懸念されている。
- NCPC スリランカでは、このような状況を踏まえ、ホテル産業はより効率的に資源を利用し、廃棄物をリサイクルするための対策を早急に実施する必要があると考えている。
- ホテル産業が急成長するなか、省エネやリサイクル対策をしているホテルを評価・促進することで、サステナブルな活動の実践を促したいといった背景がある。
- 経験上、サステナビリティの取組が収益性につながり、ベストプラクティスは後で報われることが分かっている。
- スリランカにおける宿泊施設の分類は、主にブティックホテル、ゲストハウス、ホームステイユニット、観光ホテルの 4 つのカテゴリに分けられている。
  - ✓ ブティックホテルとは、ハイエンドな宿泊施設であり、豪華でユニークなホテル環境が整っているホテルである。
  - ✓ ゲストハウスは、ホテルやベッド&ブレイクファーストに似た施設で、スリランカのゲストハウスは通常 5 部屋以上のベッドルームを持つ宿泊施設を指す。
  - ✓ ホームステイユニットの目的は、清潔で、快適、かつ経済的な宿泊施設を観光客に提供することである。
  - ✓ 観光ホテルは、短期滞在の観光客をターゲットとした宿泊施設で、設備としてバスルームやエアコンなどの空調設備、電話、テレビなどが完備され、レストランや会議室などが備わっている。

- Sri Lanka Tourism Development Authority(SLTDA)によると、SLTDA に登録されている宿泊施設は 1,000 を超え、部屋数では 25,000 部屋以上が登録されている。
- 他の国と同様に、ホテルを 1 つ星から 5 つ星にも分類している。
- その 70.5%が観光ホテルであり、ほとんどはコロンボもしくはコロンボ周辺に集中している。
- 次点は、南部地域であり、スリランカのビーチの魅力を活かしたホテルが多く、その次にアヌラーダプラ、ポロンナルワ、シーギリヤといった古代都市にホテルが多い。
- 続いて、スリランカのホテルが活用する資源について触れる。スリランカのホテルでは、主なエネルギー源として、グリッドから供給される電気を使用しているほか、発電用ディーゼル、蒸気ボイラー、調理向けでは液化石油ガス(LPG)、バイオマスや廃棄物からのバイオガスを活用している。
- スリランカは暑い地域であるため、エネルギーの消費において、エアコンなどの空調設備が最も大きな割合を占める。また、次点としてキッチンでも多くのエネルギーが使用されている。
- ホテルにおける水の利用については、ホテルでは様々な活動のため非常に多くの水を消費しており、使用される水の量は処理場で処理される排水の発生量に直接影響する。
- 次は、廃棄物の発生と管理についてである。
- ホテルでは、一般家庭と比較して、より多くの汚水や廃水(例えば、洗濯物や風呂場の廃水、厨房の廃水など)が排出される。
- 廃棄物管理に関しては、固形廃棄物や排水の削減、再利用、リサイクルのために特別な対策をとっている一部の環境意識の高いホテルを除き、ホテル業界はほぼ全面的に規制要件によって動かされている。
- ホテルは、海や沿岸の環境に排水する前に、排水を正しい基準で処理するために排水処理施設を設置することを求められた。
- 排水処理施設や下水処理施設の主な副産物について、水は庭の水やりに使用でき、バイオガスは調理に使用でき、天日干しした汚泥は庭の手入れに使用できる。
- 一般的なホテルの固形廃棄物は、レストランの生ごみ、オフィスペーパー、ビン、プラスチック、飲料用アルミ容器、段ボール箱などで構成されている。
- NCPC スリランカでは、ホテル業界に向けた持続可能性の向上に関する取組を実施している。
  - ✓ ホテルを対象とした Cleaner Production & Resource Efficiency (RECP)の改善アセスメントの実施。
  - ✓ エネルギーや水使用量の監査のほか、廃棄物と原材料のフロー分析
  - ✓ ホテルにおけるカーボンフットプリントの算定や GHG 排出量の検証
  - ✓ スリランカ沿岸のビーチ清掃プログラム
  - ✓ CP アワードという表彰制度
- そして、サステナブルなホテルの促進のため、ホテル基準を策定し、環境ラベルを付与したいと考えている。

<質疑応答>

日本) 日本では食品リサイクル法で、事業者は食品をリサイクルする取組が求められているが、スリランカにそのような法律はあるか。また、食品廃棄物の発生量の計測を促す法規制はあるか。

スリランカ) そのような法律はなく、事業者が任意で取組を行っている。

日本) ホテル向け改善アセスメントを行っているということだが、ホテルが発生する廃棄物の重量等を把握する取組を行っているかどうかは分かるか。

スリランカ) アセスメントとしては、一部の地域に注力している状況で、全ホテルに対して網羅的に提供できていないわけではない。また、4年間のプラスチック廃棄物管理に関するプロジェクトを実施しており、そのなかでホテルに対してプラスチック廃棄物の量を計測することを奨励している。ホテルのパフォーマンスを上げるため、様々なホテルと協議しているが、食品廃棄物の重量を計測することについても助言を行っている。NCPC スリランカでは発生量を把握できてこそ、行動に移すことができると考えており、NCPC スリランカが助言することで実際の行動につながり、廃棄物の量が減少したという事例もある。そのような助言をホテルに行っているが、全ホテルに行えているわけではない。

日本) ホテルに関する法規制についても、今後意見交換をしたうえ、一緒に特定していきたい。

日本) スリランカにおいて、ホテルの認証制度はあるか。

スリランカ) ホテル認証はいくつかあり、国際認証の「グリーングローブ」や、ISO14001を取得しているところはある。ただ、グリーングローブは国際認証であるし、イニシャルレビューの印象としては、ホテル事業者はスリランカの認証スキームには前向きな気持ちを持っている。

③今後の進め方

日本) 発表にあったステークホルダーミーティングの開催準備期間はどれくらいか。

スリランカ) ステークホルダーミーティングとは、専門家委員会のことである。準備期間は2～3週間あれば十分で、基準案を策定したのち、その基準案を委員に送付して開催される。会議は2～3時間程度である。

日本) 基準原案を作成するためには、準備を含めてそれなりの時間を要するため、来年度は基準原案をまず作ることにフォーカスしてはどうか。

スリランカ) その方向性で異論はない。

日本) 事業者とのヒアリングの機会は設定可能か。また、2～3週間あれば実施可能か。

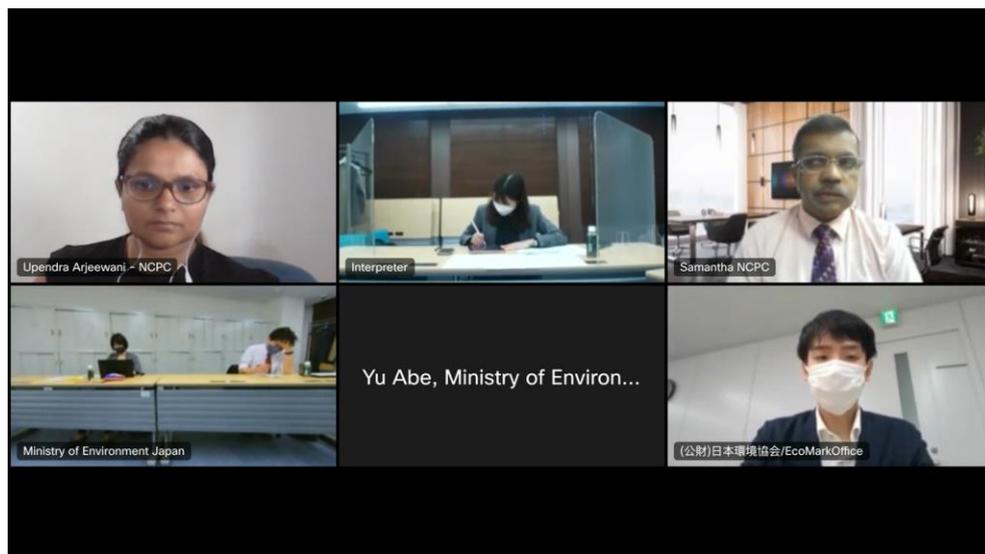
スリランカ) 可能である。2～3週間あれば準備できると思われる。

日本) 本事業は、環境省との委託を受けて実施されるものであり、来年度、改めて事業を行うこととなれば、ホテル・レストラン基準原案を作成することを中心に日本側で検討を進めることとしたい。基準原案を作成することを中心にしつつ、どこまで作業が可能であるかを日本とスリランカ間で意見交換していきたい。また、可能であれば、適宜、進捗を報告できるとよい。

スリランカ) 了承した。

### (3) まとめ

- ✓ 来年度は、ホテル・レストラン基準原案の作成を行うことを中心とし、日本側で検討を進める。
- ✓ 基準制定に向けた作業をどこまで実施できるかは、来年度に改めて意見交換を行い、決定するものとする。



会議の様子((公財)日本環境協会会議室)

### 2-3-3 今後の展開

本年度のスリランカ技術協力業務では、令和3年度の日スリランカ会議を通して NCPC スリランカから提案された技術協力案をもとに、次年度での本格的な支援の開始に向けて、支援内容の優先順位化と具体的な進め方について協議をするため二回の日スリランカ会議を行った。

本年度に開催した日スリランカ会議では、令和3年度の同会議より約1年を経過したことを踏まえて、スリランカにおける環境ラベル制度及び GPP 制度の最新動向の把握を行った。エコラベル・スリランカ制度は、2021年8月に認証製品第一号(対象品目：乳製品)が誕生して以来、順調に認証数を増やし、2022年11月時点では150を超える製品が認証を取得するに至った。東南アジア諸国のタイプI環境ラベル制度の多くが認証数の増加に苦慮している現状を踏まえると、エコラベル・スリランカはその運営が順調に進んでいる好例といえる。一方、GPP制度については2022年に「国家グリーン調達ポリシー」のドラフトがパブリックコメントとして公開され、2022年中の策定が期待されていたものの、政情不安の影響からか、未だその具体的進展がみられておらず、2023年中での公表が待たれる。

次年度に取り組む技術支援の内容については、スリランカの主要産業であり、政府からも振興策を含めた行動計画の策定を予定している観光産業の主要業界であるホテル及びレストランの基準原案の作成支援が希望された。さらに、可能であればホテル・レストラン基準の制定に必要な専門家会議や公聴会などの開催についても日本側の主導も希望しているものの、ホテルやレストランを取り巻く法規制や環境配慮の取組の現状などを把握するために相応の調査時間を要することが予想されるため、基準制定に向けた作業をどこまで実施できるかは、来年度に改めて意見交換を行い、決定するものとして合意した。

来年度は、ホテル・レストラン基準案の作成に取り掛かり、スリランカへの技術支援が本格的に開始される見込みとなっている。特にホテル産業は、大手予約サイトの Booking.com に加え、Google のホテル検索においても環境ラベルの取得が要件項目の一つに追加されるなど、国際的にも環境やサステナビリティへの取組を進めるホテルは増加傾向にある。スリランカの主要産業で、政府の強い後押しが見込まれるホテル・レストラン業界が、世界の潮流を受けて環境への取組を加速すれば、エコラベル・スリランカ制度の飛躍のきっかけとなり得る。ホテル・レストランの基準策定を足掛かりに、日本の事業者が高い環境技術を持ち、輸出品目でも上位に位置する電子機器などについてもエコマークとの相互認証を見据えた基準策定を促すことで、日本との調和化に向けて戦略的な技術支援の展開が望まれる。